

「スコンノフ」	「アレツニヨフ」	「バークリン」	「モレアレニツキ」	「ウエレツツヤ」	「ブイメリン」
三	二	四	一	二	三
八四	六七	七四	九〇	一三六	四五
計 鮭 鱒	計 鱒	計 鮭 魚 鱒	計 魚	計 魚	計 鱒
鮭 鱒	鮭 鱒	鮭 鱒 鮭 鱒	鮭 鱒	鮭 鱒	鮭 鱒
油 粕	油 粕	油 粕	油 粕	油 粕	油 粕
二四、二七一 五、二五四 三四三	二五、八五八 二、九二九 二八、七八七	二二、九九九 二、一五八 二六六	二五、〇二一 五七四 二五、五九五	二一、八〇五 三三〇 二二、一二五	一九、六一八 七〇

「ニカキンヨ」	「ラリヨノフ」	「ユースケ」	「フウイツキ」
二	三	一	一
五〇	七八	六三	七五
計 鱒	計 魚 鱒	計 鮭 鱒 魚 鱒	計 鱒 魚
鮭 鱒	鮭 鱒	鮭 鱒 鮭 鱒	鮭 鱒
油 粕	油 粕	油 粕	油 粕
一九、七六六 一四、二三四 一〇、〇〇〇 一五、二三四	一〇、九五六 二、五〇〇 四六五 一三、九二九	九、五七四 三三三 六一八 二二六 二二四 一三	九、三三三 三八二 一八

二 二 人	各沿岸土人及露人團體 漁獲額	「ムチタフ子」
七八 <small>所</small>		一
三、三五 <small>一</small>		二五
合數身鹽筋鱈魚鮭昆鱈 ノ缺液	身鱈鮭魚鱈 計 缺	計 鱈
計子練練子油布箱	練油箱	箱
一、〇八六、一六一 二一 四七 一〇〇 一二八 二七五 一〇、九六二 一九、〇九七 五八、八〇〇 九三、五六九 九〇三、一六二	五五、五八六 一六 三三 二六〇 四八五 七、九三七 四六、八五五	一、七八〇 一、八九四

「フイヨートロフ」	「ボルゴフスキー」	「ペトルーレン」	「サウエーリエフ」	「カリガボリツエフ」	「マフンケ」
一	一	一	一	一	一
一五	三六	九	三一	三一	四五
計 鱈	計 魚 鱈	計 鱈	計 鱈	計 魚 筋 鱈	計 鱈
	油 箱		箱	油 子 箱	箱
三、一五三	四、三四三	四、八七〇	四、九〇二	五、二七九 二九 五〇	一、七六六 三、四三四
一三、一五三	一〇、一〇六	三、二〇七	四、八七〇	五、九四五	五、二九〇 六五五
	四、三三三	四、八七〇	四、九〇二	九、七二三	

十三 本邦漁業者の純利

以上述ぶる所に依りて、樺太漁業者の漁獲高は何程あつて、仕入金諸税等が何程あると云ふことが明かである、所て本邦漁業者の純利は幾何あるかと云ふことを三十六年度調によりて表に示して見やう。

収入

一、練粕代	九四五、一四一、八三四
一、鹽代	一五一、七五六、七七六
一、魚油代	五一、二六四、〇〇〇
一、鮭代	三三、二七一、一六〇
一、鯨脂代	五、二一八、七〇一
一、身缺練代	二、〇四五、七一二
一、干鱈代	二、三八〇、五六〇
一、筋子代	五九六、四四八
一、數ノ子代	六二三、四八〇
一、昆布代	一〇五、九四八
合計	一、一九二、四〇四、六二〇

支出

一、漁具新規仕入高	一四七、一三八、〇〇〇
一、漁夫三千九百三十一名給料	一八七、四六〇、〇〇〇

一、臨時雇入露人土人賃銀	二、二四三、〇〇〇
一、漁夫漁具往復運賃	五八、七三三、〇〇〇
一、鹽消投高	四三、〇一〇、〇〇〇
一、食料品其他消耗品一切仕入高	一一六、二四六、〇〇〇
一、漁獲物運賃	八一、一四二、〇〇〇
一、貯賃仲買手数料其他雜費	四四、三二一、〇〇〇
一、本邦輸入關稅	四九、〇五一、〇〇〇
一、日本領事館諸證明手数料	五〇〇、〇〇〇
一、水産組合事務所経費	七、一五〇、〇〇〇
小計	七三九、九九四、〇〇〇
一、輸出「ブード」税	五〇、三五四、八五〇
一、水區税	二〇、二三〇、〇〇〇
一、營業税	八、六一〇、〇〇〇
一、釜税	四、六一〇、〇〇〇
一、釜税	一、〇二六、三七〇
一、地租	二、三六一、〇〇〇
一、薪税	一、一九二、七〇〇
一、番頭税	八九一、〇〇〇
一、印紙税	一六〇、〇〇〇
小計	八八、九四五、九二〇
合計	八二三、九三九、九二〇
差引殘金	三六八、四六四、七〇〇

即ち三十六年度の我漁業者全體の純利は三十六萬八千四百六十四圓七十錢となる、更に以上の收支を同年度九十九所に配當すれば

一 漁場に必要な費用	八千三百六十二圓
内	
(1) 仕入金其他諸費用	七千四百七十四圓
(2) 露國に支拂ふ諸税	八百九十八圓
一 漁場の漁獲代	一萬二千四百四圓
右差引即	
一 漁場の純益	三千六百八十二圓

右は端數を切り上げて計算したれば、少し少數になつてあるが、全體から云へば三千七百餘圓になるのである、又一人の純益如何を見るに、三十六年度は日本漁業家三十人であるから、一人一萬二千二百八十二圓を得たる割合である。

之を以て見れば樺太漁業の利益と云ふものは随分少なからぬである、けれども時に豊凶あるから何時でも爾う利益あるとは言はれず、又前述述べた營業仕方によりて、其半或は半以上資本主に歸することもあり、又特に創業の際は種々固定的資本例へば小屋掛の如き、船具、漁具、製造具の如き入費が、割合に多く要するから失損ありて利儲なく、大概創立後二三年を経なければ、眞正の利益を見ることが出来ぬと云ふことである、漁業に従事する者は此點に深く注意しなければならぬ。

十四 「タムラオ」漁場

「タムラオ」漁場は樺太の北西黒龍江口の對岸に位置し、露國の漁業規則上黒龍江下流漁業區に屬して居る、此處は烏渡黒龍江に鮭、鱒の遡る水道に當るを以て漁業上甚だ有望な處である、初めて此の漁場を開いたのは露國人「ゾートフ」と云ふ人で、明治二十八年「アレキサンドル」監獄に囚人の食用として、漁獲物を供給することを受負ひて開場の許可を得、「アンキヤンドル」政廳より借金をして愈漁業に着手したのである、處が其漁獲物豊富にして監獄に供給しても尙餘あるを以て、當時日本人にして黒龍江に出漁するものは「ゾートフ」より其餘分を買受くるの契約をなした、之れは抑も日本人の「タムラオ」漁場に関係した始めてある、爾來露國人が争つて漁場貸下を請ひ、露國政府も亦其請ふが儘に許し日本の出漁者も漸次増加したので、自然漁場も段々擴張するに至り年々隆盛となり、明治三十年頃には漁場十三ヶ處となり、日本より渡航したる漁夫四百五六十人の多さに及び、鮭の捕獲高四萬石程に達した、尤も日本人は露國人の名義の處を借りて營業するか、或は本邦人より仕込をして營業するのであるけれども、其實力は全く日本人にあるので、其〇獲物の如きも悉く日本に輸出するのである、露國は此狀況を見「タムラオ」の漁業は悉く日本人の掌中に歸したるが如く考へ、漁業監督官「ブラシクコフ」をし

て實地踏査せしめたる結果、三十二年黒龍江下流漁業假規則なるものを發布して、黒龍江と同じく「タムラオ」に於ける外國人即ち日本人の漁業を制限した(「タムラオ」は露國漁業規則上黒龍江漁區に屬す)、其制限の重なるものを擧ぐれば、(一)外國人の漁撈を全く禁制すること、(二)露人の漁撈にも外國人を使用することを禁制する事、(三)陸上に於ける魚類製造には外人にも之を許し、且外國人夫を使用することを得る等である。此規則は日本人に取りては頗ぶる苛酷なる規則であるけれども、彼地に在りて漁業に従事して居る一二の日本人は、刻苦精勵萬難を排除して魚撈及製魚を繼續し、更に多大の資本を投じて製魚場は悉く之を買収し、魚場は露人の所有であるけれども、其實權は概ね日本人に歸し、今では「タムラオ」漁業は全く日本人の手で經營されて居ると見て間違はなからうと思ふ。此地方の漁業開拓に最も盡力して居るのは長崎の島田元太郎と云ふ人である。

此處の漁業は専ら鮭と鱈であつて此二種には甚だ富んで居る、漁場の數は現在別表の如く六箇所、製造場は十箇所である、其魚獲高は左の通りである。

三十一年	四千〇二十四石
三十二年	一萬五千三百石
三十三年	二萬五千七百六十七石
三十四年	
三十五年	二萬二千二百石
三十六年	二萬千八百〇六石

千四百六十五石(露國式鹽漬)

此漁獲高全部は皆な日本に輸出せらるゝものである、此地に於て漁業に従事する日本人は三十六年度の調べによるときは、出稼漁夫二百五十人船員兼漁夫五百人合計七百七人である、此の如く多數の日本人は此地に在りて漁撈及製魚に従事して居るから、其需用品の輸入品も相應に多く、合計九萬圓以上であつて其内譯は左の如くである。

日本貨物輸入表

品名	價	格
漁具	二五,〇〇〇	圓
鹽粉	五〇,〇〇〇	圓
雜米	七,八〇〇	圓
及麥	一〇,〇〇〇	圓
計	九二,八〇〇	圓

又右の如く漁業者の出入すると共に貨物の輸入輸出あるから従て之を運載する船舶來往あり、其船數及噸數は左の通りである。

汽帆	船種	船數	登簿噸數
走船	汽船	二八	三〇六、五七
走船	帆船	六	一、四五〇、〇〇
		三四	四、五一、五七

右の船舶は皆日本籍である。

次に漁場及製造所の明細表を左に掲げん。

「タムラオ」漁場明細表

O	H	H
アジノコ	リニキ	黒龍海陸哈爾濱岸ニアリ海岸線二百里間面積八五「アジノコ」以下
「アジノコ」 「アジノコ」 「アジノコ」	リニキ 「アジノコ」 「アジノコ」	「アジノコ」 「アジノコ」 「アジノコ」
三十四年	三十六年	同
全	全	全
アタツキ	シルレル	アタツキ
「タムラオ」第三號ト稱スル所		
一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇

y	p	n
キナギ	カンベコフ	カンベコフ
「キナギ」 「キナギ」 「キナギ」	「カンベコフ」 「カンベコフ」 「カンベコフ」	「カンベコフ」 「カンベコフ」 「カンベコフ」
三十二年	三十四年	三十六年
全	全	全
フルニシ	ミルレル	フルニシ
「タムラオ」第九號ト稱スル所		
二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇

製魚場

三三號	「ダムラオ」湖露田村「レイブ」エ附 近以北海岸線五十露里間以内面積一 「アシヤチン」以下	三十五年	島田元太郎	「ダムラオ」番外ト稱スル所	六〇〇〇
三三號	(B) 漁場以北百露里間海岸線五十露里 間以内面積半「アシヤチン」以下	三十五年	島田元太郎	「ダムラオ」第一號及第二號ト稱 スル所	六〇〇〇
三三號	(H) 漁場の附近以南	三十四年	アイトフ	三四號漁場ハ三十五年閉鎖	
三五號	「ダムラオ」ギリヤク村附近以北海岸 線五十露里間以内面積一「アシヤチ ン」以下	三十四年	島田元太郎	「ダムラオ」第一號及第二號ト稱 スル所	六〇〇〇
三六號	海岸線八十露里間面積二「アシヤチ ン」以下	三十五年	アイトフ		
三六號	海岸線八十露里間以内面積二「アシ ヤチン」以下	三十四年	スレヂヤノ フスキー	同年ヨリ六ヶ年間租借ス	二二〇〇
三六號	海岸線八十露里間以内面積二「アシ ヤチン」以下	三十五年	アイトフ	同年ヨリ六ヶ年間租借ス	二二〇〇
三八號	「アシヤチン」ギリヤク村以南半露里海 岸線五十露里間以内面積一「アシヤ チン」以下	三十四年	ナデツキ	「ダムラオ」第三號ト稱スル所	三三〇〇
三九號	(H) 漁場附近海岸線及面積 全上	三十五年	島田元太郎	「ダムラオ」第四號ト稱スル所	三三〇〇

「ダムラオ」第十九號ト稱スル所
出願者ナシ三十二年閉鎖
「ダムラオ」第三號ト稱スル所
出願者ナシ三十二年閉鎖

四〇號	(H) 漁場附近海岸線及面積 全上	三十五年	島田元太郎	「ダムラオ」第五號ト稱スル所	三三〇〇
四一號	「ムシム」ギリヤク村附近海岸線及 面積全上	全	全		全
四三號	「ニニオ」ギリヤク村附近海岸線 及面積全上	全	全		全
四三號	黒龍江海濱薩哈連島沿岸「チフナイ」 河の左岸海岸線五十露里間面積一 「アシヤチン」以下	全		「ダムラオ」第八號ト稱スル所	三三〇〇
四三號	黒龍江海濱薩哈連島沿岸「チフナイ」 河の左岸海岸線五十露里間面積一 「アシヤチン」以下	全		「ダムラオ」第八號ト稱スル所	三三〇〇

本章を終るに臨んで現在「ダムラオ」漁場に適用して居る、黒龍江下流の漁業規則を左に掲げて
参考に供す。

黒龍江下流漁業假規則

第一章 總則

第二條 本則ハ左ノ區域ニ於テ漁業ヲ營ム者ニ對シ施行スヘシ

(イ) 黒龍江河口ヨリ同江烏蘇里江合流點ニ至ル河域

(ロ) 西東ハ大陸及薩哈連島ノ沿岸線北ハ「コトリ」河(大陸ニ在リ)トウイトフトフ「岬」(薩

哈連島)「バイカル」灣ニ在リ)トヲ連絡スヘキ線南ハ「ラーザレフ」岬トホゴビ岬(チ

ウエリスキイ海峡ニ在リトヲ連絡スヘキ線ニテ區劃シタル樺組海峡北部ニシテ黒龍江河口ニ接近シ黒龍江河口ト稱スル水域

第二條 前條所掲ノ水域ニ於テハ地方在住ノ露人及異人種又ハ他地方ヨリ來リタル漁者ニシテ露國臣民タル者ニハ漁業ヲ許可スヘシ但シ漁業及漁業附帶事業(漁業地ニ於テ漁具ヲ造リ及之ヲ裝置シ又ハ漁獲シタル魚類ヲ陸上ニ運搬シ其他類似ノ事柄ヲ云フ)ノタメ要スヘキ人夫ハ必ス露國臣民タルヘシ

陸上各種ノ魚類食料品製造所ニ於テ製造ニ從事スルハ露人並ニ外國人共ニ許可スヘシ且ツ之カ爲メ要スヘキ人夫ハ國籍ニ拘ラス使用シ得ヘシ

第三條 魚類食料品製造ヲ業トスル外國臣民ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ(一)群魚ヲ引受ケ右群魚ヲ以テ豫テ之レカ爲メ下付セラレタル海岸ニ限リ食品ヲ製造シ決シテ船内ニテ製造スヘカラサルコト(二)如何ナル目的ヲ以テスルモ營業ノ場所ニ魚網ヲ存セサルコト(三)各營業者ハ露語ニ通シタル通辯ヲ備フヘキコト

第四條 地方在住ノ異人種農民團體若クハ一個家族ニシテ既ニ前條所掲ノ沿岸地方ニ移住シ又ハ今後移住スヘキモノニ對シ官有財産局ハ州知事協議ノ上總督ノ許可ヲ得テ特別ノ命令アル迄食料供給ノ程度ヲ限トシ無稅ニテ漁區ヲ貸付スヘシ借區人若シ漁獲魚類ニ餘分ヲ

生スルトキハ生魚ノ儘又ハ製造シテ賣拂ヒ得ヘキモ營業上要スル資本ハ必ス各自營業者ノ資本タルヘク且ツ臨時渡來ノ人夫ヲ使用スヘカラス

第五條 漁業ノ爲メ農民並ニ異人種ニ貸與シタル水陸區域ハ決シテ他人ニ賣拂ヒ又ハ讓渡スヘカラス之ニ反スルトキハ該區域ハ返付セシムヘシ

第六條 所在住民ニシテ小仕掛ノ漁具即チ糶、釣四ツ手ニテ魚類ヲ捕獲スルモノハ各地トモ無稅タルヘシ

第七條 官有財産局ハ下記條項(第十二條及第十八條)ニ基キ漁業ノ爲メニハ海上魚類製造所建築ノ爲メニハ陸地ヲ一個人又ハ會社ニ貸渡スヘシ

第八條 冬季(氷下)配繩網ニテ漁業スルモノハ前掲水域各所ニ於テ許可スヘシ但シ第十九條第二十條ニ掲ケタル特別ノ規程ニ基ケル豫定禁止ノ場所(第二十九條)ハ之ヲ除ク

第九條 個人、市府、團體、各官衙ノ管理ニ屬スル漁場ハ漁業ヲ營ムニ附キテハ總テ本規則ノ規定ヲ遵守スヘシ

第十條 行政上第一條ニ掲ケタル水域ヲ左ノ三區域ニ別ツ

(一)「ニコラエウスタ」區 「ニコラエウスタ」林務區内及黒龍江河口ニ屬スル黒

龍江水域該區域内漁業管理ハ臨時「ニコラエウスタ」林務官ニ委任ス

(二)「マリインスク」區 黑龍江下流林務區内

該區域内漁業管理ハ臨時黑龍江下流林務官ニ委任ス

(三)「ハッロフスク」區 「ハッロフスク」林務區内

該區域内漁業管理ハ臨時「ハッロフスク」林務官ニ委任ス

右區域管理官ハ漁期ニ際シ各區域内ニ臨時其所屬林務看守中ヨリ漁業看守官ヲ命スヘシ

第十二條 黑龍江沿道官有財産局ハ同局勤務漁業監督官ヲシテ本規則ノ實施ヲ監督シ各漁業區域管理官ノ處分ニ對シ調査セシムヘシ

第二章 漁區貸渡ノ順序

第十二條 漁業用ノタメ貸渡スヘキ水陸ノ區域ハ長期貸渡毎漁期(夏季冬季)貸渡ノ二トス

第十三條 官有財産局ハ毎年總督ノ認可シタル次ノ漁期ニ於ケル貸渡漁區表ヲ公告スヘシ

右區域表ニハ左ノ事項ヲ記載ス

(一)各漁區ノ位置

(二)貸渡期限

(三)漁業ノ種類

(四)貸渡ニ關スル特別規約

(五)各漁區貸渡最低額

第十四條 前條所掲ノ區域表ニ依リテ長期貸渡ヲ爲スヘキ漁區ハ官有物貸渡規則ニ準シ競争

ノ方法ヲ以テ貸渡スヘキモノトス

競争ノ日時及揚所ハ官有財産局ニ於テ之ヲ豫告ス

一 漁期間貸渡表ニ依リテ定メラレタル漁區ハ口頭競争ヲ以テ貸渡スヘキモノトス口頭競争

ハ各漁區管理官之ヲ施行ス口頭競争ノ日時及場所ハ各漁區管理官ニ於テ之ヲ豫告スヘシ

第十五條 従前借區内ニ在ル諸ノ建物及諸製造所ハ新ニ漁業者カ競争ヲ以テ其漁區ヲ借受ケ

タル場合ニハ前漁業者ハ何等ノ特權ヲモ保有セサルモノトス

貸渡期限經過後其地區ノ他人ニ移リタル場合ニハ前借地人ハ漁業開始前其建築ニ係ル建物

ヲ他所ニ移スカ或ハ新借地人ニ讓渡スヘキモノトス其報酬ノ程度ハ相互ノ合意ニ依ルカ又

ハ相互ノ仲人立會ノ上官有財産局官吏ノ定メタル評價ニ依リテ之ヲ定ム

第十六條 新ニ漁區ヲ得タル漁業者ハ漁業開始前其漁場ニ在ル前漁業者ノ諸建築物及製造所

ヲ引繼クヘキモノトス相互特別ノ合意成立セサル場合ニハ建築物及製造所ハ前條所掲ノ順

序ヲ以テ引繼キ右代價ハ即時之ヲ仕拂フヘキモノトス建物又ハ製造所ノ代價ヲ仕拂フマテ

ハ新借區人ハ漁獲物及製造物ヲ其場所ヨリ他ヘ輸出スルヲ得ス

第十七條 官有財産局ニ於テ公告シタル漁業區域表以外ノ場所ニ於テ漁業ヲ營マントスルキ

ノハ官有財産局ニ對シ左ノ事項ヲ詳記シタル願書ヲ差出スヘシ

- (一) 出願漁區
- (二) 豫定漁業ノ種類
- (三) 漁業上特別ナル事項
- (四) 借區期限
- (五) 借區金額

官有財産局ニ於テ出願漁區ヲ貸渡スモ妨ケナシト認ムルトキハ總督ノ許可ヲ得テ之ヲ公告スヘシ

第十八條 從來貸渡サレタル漁區ヲ他人ニ讓渡スヘキ場合ニハ官有財産局ノ許可ヲ受クヘシ

第三章 配繩網使用冬季漁業許可ノ順序

第十九條 冬季配繩網ヲ以テ漁業セントスルモノハ漁區管理官ノ許可ヲ受クヘシ右許可書ニ

- ハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- (一) 漁業者ノ姓名
- (二) 漁業地

(三) 網數

(四) 使用スヘキ網數ニ依ル漁業稅額

第二十條 冬季配繩網ヲ以テ漁業スル魚網稅額ハ(網ノ長サハ二十五「サージェン」ヲ超過スヘカラス各漁區各別ニ州知事協議ノ上官有財産局ニ於テ之レヲ定メ總督ノ認可ヲ經テ公告スヘシ

第四章 漁業順序

第二十一條 營業ノ目的ヲ以テ漁業スル者ニ限リ左ノ漁具ヲ使用スルヲ得

- (一) 引網
- (二) 日本式網(建網)
- (三) 「ギリヤク」式建網
- (四) 配繩(下ノ制限ヲ遵守シタル配繩)

第二十二條 「ギリヤク」式網又ハ日本式網ニ於テモ一箇以上ノ落袋ヲ使用スルヲ禁ス

第二十三條 異人種及農民漁區ニ於ケル漁場ヲ除ク外各漁場ニ於テ二箇統以上ノ網ヲ有スルヲ得ヌ又第一ノ網ヲ引揚ケサル内ニ第二ノ網ヲ投スルヲ得ヌ

第二十四條 漁具ノ長サハ左ノ如ク定ム

(イ) 日本式及「ギリヤク」式網ノ長サハ水道ノ最深キ部分ニシテ其幅ノ三分ノ一以上ヲ魚類通行ノタメ餘スヲ以テ程度トス

(ロ) 落袋ノ口ノ幅ハ「ギリヤク」式及日本式網共ニ三「サージエン」半ヲ超過スヘカラス

(ハ) 引網ノ長サハ水道ノ幅ノ三分ノ二ヲ超過スヘカラス

(附) 水道トハ兩岸或ハ二ツノ洲或ハ岸ト洲トノ間ニ限ラレタル一定ノ流域ヲ謂フ洲トハ平常ノ水平面ニシテ水深二呎以下ノ所ヲ謂フ満潮ノ時ハ干潮ヲ標準トシ二呎ノ水深ヲ以テ洲ヲ定ムルノ程度トス

第二十五條 「ギリヤク」式建網ト普通引網トノ距離ハ一露里以上ト定ム日本式建網ハ河流ニ沿ヒテ上流ニ配置セル建網又ハ引網ニ對シニ露里以内ニ配置スヘカラス

異人種及農民ハ其漁場ニ於テ相互ノ距離一露里以内タリトモ建網ヲ配置スルヲ得但シ日本式建網ハ之ヲ禁ス

第二十六條 冬季配繩網ヲ使用スルニ附キテハ左ノ如ク定ム

(イ) 各個網ノ長サハ二十五「サージエン」ヲ超過スヘカラス

(ロ) 索繩等ヲ以テ箇々ノ網ヲ連結スルヲ得ス甲ノ網ノ尾ヨリ乙ノ網ノ頭マテノ距離ハ直徑ニ二十五「サージエン」以上ナラサルヘカラス

(ハ) 網ト網トノ間ハ五十「サージエン」ノ距離ヲ保タサルヘカラス

(ニ) 網ヲ建ツル順序ハ漁業者ノ漁場ニ到着シタル順序ニ依リ第一ノ者優先權ヲ得後到着シタル者ハ網ト網トノ距離ニ就キテハ前項ノ規定ニ依リ既ニ建テラレタル網ニ準シ之ヲ建ツ

(ホ) 二人若クハ數人ノ漁業者一時ニ到着シタルトキハ其漁場ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 何人タリトモ特別ノ許可ナクシテ第二十一條所掲シ漁具以外ノ漁具ヲ使用スルヲ得ス又使用ヲ許可セラレタル漁具ヲ變更シテ使用スルヲ得ス

第二十八條 漁場閉鎖ノ時期
鱒魚ノ漁業ハ春季解氷時期ヨリ六月十五日マテ全ク之ヲ禁止ス自家食用ノタメニ流シ網ヲ以テ漁獲スルモノモ亦同シ

第二十九條 漁業禁制ノ場所

(イ) 黒龍江ノ支流及同江河口ニ注ク小河口ニシテ魚族ノ孵化ノタメ來タル箇所ニハ秋鮭ノ漁獲ヲ禁ス

(ロ) 官有財産局ハ今後必要ニ際シ冬季ハ或漁場ニ限り配繩網ノ使用ヲ禁スル旨公告スルコトアルヘ

第二十條 建網ヲ建ツルタメニセル杭ハ十月一日限取除クヘキモノトス

第二十一條 漁場ニ於テ腐敗セル魚類ヲ食料トシテ製造スルヲ禁スルハ勿論之ヲ其場ニ留メ置クヲ許サス凡ソ製魚所陸揚所倉庫及物置等ハ成ルヘク清潔ヲ旨トシ魚類ノ排棄物及腐魚ハ必ス遠ク人家ヲ離レ之ヲ地中ニ埋没シ決シテ水中ニ投シ若クハ漁場ニ放擲スヘカラス

第五章 罰則

第三十二條 本規則違反ニ對シテハ漁業監督官ニ於テ行政處分ヲ以テ之ヲ罰シ其都度規定ノ調書ヲ作製セシム

第三十三條 縦ニ魚類ヲ捕獲シ又禁止ノ時期禁止ノ場所ニ於テ漁業スル者ハ漁具船舶及漁獲物ヲ沒收ス

第三十四條 漁業ノタメ又ハ第二條所掲ノ仕事ヲ爲スタメ外國人夫ヲ使用スル者ハ一人ニ付キ初犯ハ百留、再犯ハ二倍、三犯ハ三倍以下之ニ準シテ罰金ヲ課ス

第三十五條 外國臣民ハ自己ノ借區ニ於テ生魚ヲ引受ケ又ハ製造スルヲ得ス(第三條第一項)犯ス者ハ現場ノ漁具、魚類及製造物ヲ沒收ス漁業中通辯ヲ備ヘサル者ヘハ其都度二十五留ノ罰金ヲ課ス

第三十六條 農民若クハ異人種ニシテ無代價貸渡ノ漁場ニ於テ漁業ノタメ他ヨリ來リタル人

ヲ使用スル時ハ人夫一人ニ付キ二十五留ノ罰金ヲ課ス(第四條)

第三十七條 「ギリヤク」式又ハ日本式建網ニシテ落袋一箇以上ヲ備ヘタルモノハ(第二十二條)其餘分ノ網及漁獲物ヲ沒收ス

第三十八條 異人種及農民ニシテ第三十五條所掲ノ建網ヲ使用シタルトキハ其漁具ヲ沒收ス(譯者曰ク第二十五條ノ建網トハ日本式ノモノヲ謂フナランカ)

第三十九條 二箇統以上ノ網ヲ有シ又ハ二箇統以上ノ網ヲ投卸スルトキハ其餘分ノモノハ之ヲ沒收ス

第四十條 許可セラレサル長サノ建網又ハ引網ヲ使用シ若シクハ落袋ノ幅三「サージエン」半以上ヲ超過シタル網ヲ使用スル者ハ(第二十四條)其漁具ヲ沒收ス

第四十一條 建網ヲ建テ引網ヲ曳クニ付キ第二十五條所掲ノ距離ヲ遵守セサル者ハ其距離ヲ更ムルマテ漁業ヲ禁止ス

第四十二條 二十五「サージエン」以上ノ冬季配繩ヲ使用スル者ハ之ヲ沒收ス配繩網ヲ餘分ニ連結シタル者ハ其餘分ノ網ヲ沒收ス(第二十六條)

第二十六條所掲ノ距離ヨリ網ヲ建テタルモノハ其網ヲ沒收ス

第四十三條 第二十一條所掲以前ノ漁具ヲ用ヒ又ハ許可セラレタル漁具ヲ擅ニ變更シタル者

ハ其漁具ヲ沒收ス

第四十四條 十一月一日以降漁場ノ杭ヲ撤去セサル者ハ五十留ノ罰金ヲ課ス

第四十五條 第三十一條所掲ノ衛生上ノ規則ニ違反シタル者ハ其都度二十五留ノ罰金ヲ課ス

第四十六條 沒收シタル物品ハ之ヲ公賣ニ附シ若シクハ便宜相對ヲ以テ賣却シ其所得金ハ國庫ノ收入タルヘシ極メテ廉價ナルモノ又ハ風袋ノ大ナルモノニシテ賣却スル能ハス若クハ相當者ヲシテ保管セシムルヲ得サル場合ニハ之ヲ棄却ス此場合ニハ管理者ニ於テ其理由書ヲ作製スヘキモノトス

十五 樺太漁業に關する露京大學教授の報告摘要(明治三十五年八月 在哥爾薩帝國領事報告)

聖比得大學教授「ペー、シミット」氏は、千九百年より千九百一年に亘り朝鮮及薩哈噠沿海に於ける水産動植物の學術的研究の爲め、露國地學協會より派遣せられし人にして、氏が緻密なる視察研究の結果薩哈噠島漁業に關する報告として、近刊黑龍江沿道官報に掲載したるものを譯したるものに係る。

「我絶東の漁業は主として河川の漁業の性質を有す、千八百九十九年紅魚約五十萬布度を獲たるは最も重要な事にして、現今最も發達せる黑龍江下流に於ける漁業は即其例なり、第二位にある堪察加漁業も亦然り、堪察加諸河口に於ては千九百年紅魚約四十五萬布度を獲たり。

薩哈噠島漁業の性質は全く異れり、余は千九百年より千九百一年に亘り、露西亞帝國地學協會の派遣せる朝鮮及薩哈噠島小探險隊長の資格にて、農務省よりは補助費を得、千九百一年夏季該島に於て海棲動物研究の際、同島漁業の狀態を識ることを得たり。

薩哈噠島漁業は殆んど海中漁業のみにして、我絶東の他漁業地域に於けるが如く甚しく河口に近接せざるなり。

海産物の總收穫高より言ふも將た其多様なる點より言ふも、薩哈噠島漁業を第一位に置かざるべからず、同島に於ては唯南部薩哈噠のみに於て、千九百年地方の需用に供したる分を除き、諸種海産物百十八萬八千二百五十布度を捕獲し及び輸出せり、然るに同島に於ては最も高價なる紅魚は、僅に第二位を占め約十九萬布度を獲たるのみ、即ち黑龍江に於ける漁獲高の半にも及ばざるなり、千九百年薩哈噠島に於ける海産物總收穫高は左の如し。

鯨ノ脂	九三〇、三六五
日本製鹽鮭	九六、二二一
同鹽鮭	九五、四二六
昆布	五四、〇四八
鯨肉及肝	四、三七八
露國製鹽鮭及鱈	四、一〇〇
干鱈	一、一一八
鯨油	一、〇七三
第十三章 漁業	二百九

鯨	二百十
鯨骨	六六九
鯨魚卵	六五一
鯨魚乾	一二八
鯨魚花	四〇
鯨魚油	三三
合計	一一八八、二五〇

斯の如く薩哈噠島は海産業止の視點より言へば最大の關係を有す、而して正當に論ずれば吾人は唯同島に於て絶東に於ける真正の海産業を有するのみ、然れども夫すら余の下に指示せんとするが如く、同漁業は沿海漁業の性質を有するものなり、遠洋漁業(鯨獵業を除く)は未だ絶東に於て營むものなけれども、將來發達の見込あること全く疑を容れざるなり。

薩哈噠島漁業上最も重要なるは、既に前表に示せる如く鯨及紅魚鮭魚なり。

鯨群來の最も重要なる中心點は薩哈噠島西海岸なり、されど其他少量ながら「アニワ」灣沿岸に來り、東海岸に於ては「テルペーニエ」灣口まで到達するなり。

薩哈噠島に於ける紅魚漁業の大中心點は「テルペーニエ」灣なり。

薩哈噠島には三個の漁業區域あり、即北部薩哈噠に二あり、一は黒龍江の海灣にありて西海岸に沿ひ、一は東海岸「ツイモン」河口にあり、第三は最も廣大にして最重要なる區域即南部薩哈噠なり、前二區域に就ては余は茲に述べざるべし、黒龍江口の漁業は唯地誌上薩哈噠島に屬すれども、其性質は全く黒龍江沿岸の漁業と相類似す、「ツイモン」漁業も亦海中漁業と言ふよりも寧ろ河中漁業にして、僅に初年に於て幾分か廣大なる地域を占めたりしのみ。

茲に余の説述する所は専ら南部薩哈噠島漁業に限るべし、南部薩哈噠は又た之を四區に小別す

- 一、専ら鯨(ノ粕)漁業の發達せる西海岸、
- 二、「アニワ」灣、當區には主として鯨漁業なれども紅魚を漁するものも亦往々あり、
- 三、東海岸當區も亦主として鯨及諸種漁業を有す、
- 四、「テルペーニエ」灣當區には専ら紅魚漁業發達す。

漁場の總數は一千九百年(一千九百一年)の分は余未だ正確なる報告を有せず)には二百十六個處ありしが、其内營業せしは百九十三箇處なり、之を漁業區域に分てば左の如し。

西海岸には六十二箇處、「アニワ」灣内には四十七箇處、東海岸には四十箇處、「テルペーニエ」灣内には四十四箇處なり、漁獲物によりて分てば下の如し、専ら紅魚のみを漁せしは七十三箇處、鯨ノ粕を獲たる處は同じく七十三箇處、鯨及紅魚を獲たる處は四十七箇處なりし、斯の如く鯨漁場と紅魚漁場とは同數なれども、漁獲物の數量より言へば、鯨漁場の生産物は紅魚漁場の比優する所にあらざるなり。

先づ鯨漁の營業法及びノ粕製造法の性質を述べ、各漁場は恰も日本人若くは露國人の一營業者に屬する、各個の營業場たる感を呈し、營業者は一年間該漁場を利用する權を有す、此の如

漁場は多くは灣奥にありて地形の許す限りは二三「デシヤチン」の地面を有す、漁業用乾燥場は水區と均しく必要なるものなり、是れハ粕乾燥の爲め廣大なる地積を要すればなり。

營業者は亦建物所有主として次年に於ける漁場借區の優先權を有するを以て、事實上漁場主の變更は極めて稀なり、良好にして整頓せる漁場に於ては建築物の櫛比せるを見ることがあり、即ち主人及漁夫の住家、漁具其他漁業用品の倉庫、粕收藏の倉庫、仕上まで保存の爲めの假小舎等なり、良好ならざる漁場は時に全く建物を有せざるものありて、主人及漁夫は稻葉製の藁を連綴せる小舎内に住す、其藁は後にハ粕包装の爲めに用ひられ、凡て労働は戶外若くは草舎の小舎下に於てす。

冬期は鯨漁場には通帝一人の番人を置くのみ、良好なる場處に於ては若干の日本漁夫を置き、小舟及び漁具の修理に従事せしむ、春陽來復と共に漁場主及び其雇漁夫は日本汽船にて來航し、漁場に於ける労働は茲に初めて活氣を呈し、殘置せる小舟を整頓し漁具を修理し、散在せる釜及び壓搾器を整理し網を建て鯨の群來を待つ。

日本形建網所謂角網は全く特異の網具にして、大なる且つ平たき網囊より成り浮標にて海中に支持し、通常長さ網に付したる岸に平行なる六個の錨にて建てられ、岸に向へる方面の中央には入口ありて、繩を通しある網の簾にて其入口を掩ひ得る装置なり、入口の中央より稻葉製の

大目の網より成る柵を岸に直角に延張す、此網柵は數長の深さに達し建網は地形により、岸より二三百「サージエン」の所に三四「サージエン」の深に於て建てらる、岸に沿ひ來れる魚は網柵に衝突し網柵に沿ひ建網中に投入するなり。

津網の兩側各一個の大なる漁舟あり、薩哈噠島に於ては之を「クングス」と名く、此不恰好なる舟は長さ七「サージエン」程にして、大なる吃水力を有するとも平底にして廻轉に不便なり、之には十人乃至十二人の漕手及楫を携ふる一人の舵手を要す、此二隻の舟中には六人乃至十人の漁夫を載せ、他の錨によりて靜泊する舟には唯一二の漁夫あるのみ、後者は面白き装置にして鯨を岸上に揚ぐる迄保存の爲め一時の貯藏所たる囊は、實に長大なるものにして舟は恰も其内に浮べるが如き感あり、囊の兩端は舟の兩舷に緊著し其内部は舟下に懸り、囊の一端は建網に連り鯨建網に入るときは囊の付しある舟上の漁夫は、建網を捲くり靜泊せる舟の方へ鯨を追ひ遣るなり、舟相近づく時は鯨は建網より靜泊せる舟下にある囊中に追ひ移さる、否な寧ろ注ぎ移さるとも稱すべし、此法は囊中に鯨の充滿するまで幾度も行はるゝなり、然るときは舟と囊と共に建網より脱し錨を付したるまゝ、側に移す、其代には空囊を有する新舟を繋ぐ、此仕掛により漁撈は間斷なく行はれ、鯨の盛に群來する非常なる短時間を充分利用することを得るなり。鯨の群來多き時は一時間乃至一時間半に囊を充滿することを得、若し舊舟との交代時間をも合

算せば二時間乃至二時間半を要するなり、此獲は其大きに從ひ生鯨四百石乃至八百石、即三千六百布度乃至七千三百布度の巨大なる重量を容る、是れ大約鯨五十萬乃至百萬尾に當るなり、天候及鯨の群來極めて良好なる時には一日に八獲を充すことあり、(獲の價高く一個二百留以上なるを以て、往々獲の豫備充分ならざれども、獲數充分漁場にある場合を言ふなり) 故に斯の如き格別良好なる情況の時、生鯨の三萬乃至六萬布度を漁撈せば、既に一日にして裕に全年に於ける漁場の安固を保つことを得、然れども斯の如き良好なる情況は極めて稀なり、春は通常天荒れ建網の破損を恐れて之を引揚ること屢々之あり、既に獲たる鯨を犠牲に供する場合一層多し、是れ怒濤の來るや船は鯨の充滿せる獲と共に容易に沈没し、爲に漁獲物の外獲及船即ち約四百留の價格を失ふが故なり、斯る場合には漁業者は寧ろ其漁獲量を犠牲にして鯨を放棄するを勝れりとす、之れが爲には特別の仕掛あり、舟舷より獲を解き大半既に死したる鯨を海中に放棄することを得るなり。

漁撈の情態は甚だ慘烈なり、海荒れ天寒く凜烈なる風吹き水冷なる時にして、加之鯨の群來は多くは夜間なるを以てなり、漁業者は數夜連續寝ねずして燈光及び炬火の下に漁撈すること屢々之れあり、漁業者は銳意出精して事に從ひ、若しや風起りて折角の勞力と勉勵との結果を無にすることなきやと、刻時も安んずる能はざることあり、斯る場合は毎年遭遇す、例へば千八

百九十九年「マウカ」漁場に於て鯨一群來の時、獲九個を充したるが一日を経て風起り、獲八個即ち一萬五千留の價格を海中に放棄したることあり。

海中に錨を付しある獲より岸上に鯨を運搬するには、漁撈の方幾分か閑となれば直に漁夫と共に舟を送る、漁夫は長き柄を有する手網にて、獲より鯨を掬ひ取り船の半分程鯨にて充すなり、岸上へは又手網にて運搬手の箱に掬ひ容る、運搬手は或は單に區畫せる場所或は整頓せる漁場に於ては特別の小舎へ鯨を投置するなり、或る漁場に於ては其小舎へ小車を以て運搬する所あり、獲中にある鯨量の如何に巨大なるかは、一獲中の鯨を揚ぐる爲め滿載せる舟二十隻乃至三十五隻を要するを以て想像することを得べし。

堆積せる鯨は順番の來るまでは、一週間若くは其れ以上も堆積せらるゝこと稀ならず、其腐敗すること勿論なり、勞働夫は緊急事務幾分か閑なるに從ひ鯨を煮之が壓搾に従事す、鯨は運搬器にて運び來り大なる鑄鐵の釜に投入す、此釜は通常は一對づゝ配置し地面と平準に埋む、鯨は凡そ半時間水と共に煮沸し、煮上げたる鯨を側にある木製壓搾器へ汲み出し、木挺及捲轆にて壓搾す、此際水分及び油の過剩洗出し、油は樋管に沿ひて特別の桶中に沈靜するなり、壓搾器よりは既に出來上りたるメ粕の方形物所謂玉を取出すなり、其大き各邊凡五十「センチメートル」なり、通常此玉は底部幾分か細まり居るなり。

此玉はメ粕乾燥に適當なる良好の天氣到來までは可なり、長時間延下に保存し置くことを得、良好の天氣來らば此方形玉は小塊に破碎し、全く乾上ぐる爲め露天に籠上に擲げ、時々勞働夫は熊手にてメ粕を搖がし天氣曇晴とならば廷にて掩ふなり、乾燥には良好の天氣にて三四日を要し、不良の天氣ならば一週間を経るも乾燥せず、乾燥したるメ粕は先づ倉庫に收納し若くは直に露天に堆積す、漁期の終に至らば稻葉製の緻密なる吠に入れて荷造す、重量は五布度乃至七布度なり、其儘日本汽船にて函館に運送するなり。

以上は鯨漁法の大略なり、漁業の成績に關しては豊漁の年に於て、良好の漁場はメ粕二千石即一萬八千乃至三萬布度を製造するなり、メ粕の一布度に相當し鯨の一布度は、其百二十五乃至百四十五尾なることは注意を要する所なり、此の如く生魚の量に此等の數字を當つれば、良好の漁場は鯨七萬二千乃至十二萬布度を獲及び製造するを見るなり、例へば「セミヨノフ、デンビー」商會の「マウカ」漁場に於ては、千九百年メ粕二千石即一萬八千布度を獲たり、故に鯨七萬三千布度即鯨一十萬尾となるなり、此商會の總漁場二十箇處に於て、鯨二萬五千石即二十二萬五千布度即一億三千三百萬尾を漁せり。

茲に引例せる數字は勿論良好の漁場に於ける場合なり、メ粕千布度以下を獲るが如き漁場も亦少なからず、漁場はメ粕千石即約九千布度を獲たる時に漸く收支相償ふことを得るのみ。

千九百年薩哈噠島に於けるメ粕の總收穫高は、九千三萬布度即生魚（暴風の際海中に死せる鯨投出したる魚を除き）約三百七十二萬布度或は約五億尾なり。

鯨漁業は此等數字の著大なるに拘らず、我漁業の富を威嚇するものとは思はれず、第一鯨は巨大なる生殖力を有す、海岸に近き來る鯨は實に無數なることに注意せざるべからず、建網中に入る部分のみなること疑を容れざる所なり、漁業者の漁獲物は自然の原因より死滅する鯨量てすらも比する能はざるなり、或る日余は薩哈噠島西海岸に於て、傾斜せる海岸に春期風の爲め投げ揚げられたる、乾燥せる鯨卵より成る恰も柔軟なる織毛の絨氈上を數露里間歩行せしことあり、此絨氈は脚を沒し廣さ五六歩なる所間々ありたり、「オソイコントマリ」(第二一一號)の隣漁場に於て、日本人は暴風後體にて鯨卵を集め、メ粕凡百石即九百布度價格に見積り八百留程を煮たり、此多量なる鯨卵の滅盡に比すれば、其鯨場に於て漁獲したる魚四五千布度は實に大海の一滴の如し、尙進んで論ぜんに漁場は多くは相互隨分遠く距り居ることに注意すべし、例へば西海岸に於ては一漁場より他漁場まで平均五乃至七露里、東海岸に於ては八露里に至る所あり、此距離に鯨は障礙なく放卵するを得るなり、鯨減少の恐怖すべき徵候は少しも見えず、却て漁獲高年々増加するが如し。

茲に條件付我意見を述べ、吾人は鯨の富量及其漁獲の影響に就ては科學的正確なる材料を

有せず、又鯨の生理上の智識を有せず、故に余は漁業の害に關する問題を解決することは、正確なる科學的漁業上の觀察法によりてなし得るのみと考ふるなり。

若し上記の如き漁獲高すら危險を惹起せざるものとなすも、尙ほノ粕漁業に對し兎に角一の有力なる反對をなすことを得、そは他なしノ粕製造業は鯨をして低價の生産物たらしめ、鯨は日本稻田の肥料に用ひらるゝを知る、我歐洲露西亞にありては、鯨は其價劇迅なる速力を以て昇騰するを以て、早晚稀有の珍羞たらんとするにあり、薩哈噠鯨は余の試嘗したる製造法ならば、其味の點に於て「アストラハン」の中等品に劣らざるなり、若し製造を良くせば上等品にも比備するを得べし、鹽製の試験は既に數回行はれたりしが特別顯著なる成績を與へざりし、是れ一は製造の技能なきと一は精良の鹽及び良好の容器なきが爲めなりと雖も、主要なる障礙は鯨の需用及び販路の缺乏に歸因す。

是より轉じて紅魚漁の特徴を述べし、紅魚漁は鯨に比し著しく僅少の費用を要するのみにして設備も亦大に劣れり、漁業は夏期に亘るを以て紅魚漁業者は鯨漁業者よりも著しく遅く渡來す、故に堅固なる建物を有するの必要なく漁場の建物は、通常小九太作り若くは單に草葺屋根の草舎にして一漁場に二三棟多くて四棟なり、故に其漁場は其外觀上随分衰れむべき感情を惹起せざるはなし。

鯨漁用の建網は鯨漁用の建網と全く同一の構造なれども、比較的網の目大にして些細の變更を加へたるものなり、一回に獲たる魚の比較的少量なるときは船下に繋げる囊を使用せず、魚は直に投錨せる船へ網入し、網と岸との間を間斷なく住復する第三の船を以て岸に運送す、岸上には日本人若くは被雇「アイヌ」人魚を清潔にし鹽引となす、鹽引は日本式所謂乾燥式にて容器を用ひず、鰓及臟腑を切去りたる魚を水にて洗ひ、全體に鹽を撒りかけ及び塩め列をなし堆積するなり、一兩度魚を繰り返へし更に鹽を撒布す、勿論鹽汁は流出し桶管によりて除去せらるれども、魚は強く鹽引し少しく乾くなり、然るときは我等の嗜好に適應せざる惡臭を放つと雖ども、日本に於ては唯斯の如き魚が需用を有し極貧者の食料となるなり、日本に於ける價格は比較的甚だ廉し、鯨一布度函館に於て二留〇四哥乃至一留七十哥にして鯨は尙廉なり。

紅魚漁場の生産力は鯨漁場の生産物よりも著しく低し、生産物を價格に見積りたる時に於てすらも亦然り、是れ甚だ奇怪なりと雖も鯨一布度の價格は鹽引鯨の價格との差甚だ少し、例へば千九百年鯨一布度の平均相場露貨一留六十三哥なるに、鯨一布度の最低相場一留七十哥なり、「テルペーニエ」海内最良漁場に於て僅に鯨魚七八千布度(唯或る一漁場に於て一萬一千度)を獲、各漁場の平均一千五百八十布度(雜魚をも含む)を獲たるのみ、千九百年南部薩哈噠にて漁獲したる紅魚(鯨、鱈)は、總額十九萬五千七百四十六布度なり、總收穫高より言ふも將

た各漁場の收穫高より言ふも、堪察加及黒龍江に於ける漁獲高とのみならず、北部薩哈噠「ツイモフ」川に於ける收穫とも比するを得ざるなり。

斯く漁獲高の少きは一は多身魚の沿海に少きと、一は「テルペーニエ」灣内主要の紅魚放卵場たる「ボロナイ」河の比較的小規模なるに由るべし。

現今の漁獲は魚富の保護上危険なるかの問題に對する解答をなすは、當分の處管に甚だ難しとするのみならず、解答する能はずと言ふを得るなり。

吾人は全く紅魚の生理を識らず、紅魚放卵後海中に歸るべきや又た生涯一回放卵するのみなるやさへ確知せざるなり、收穫額に關する記録は最近二三年間の分あるのみ、斯の如き情態なるにより其危険に付き言はんとはせば、一の想像に基くのみにして事實に因ること能はざるなり、海中に於て建網を建て漁撈することは、余の意見によれば河中特に上流に於ける漁撈よりも危険の度大に少し、例へば余は「ボロナイ」河に於て、岸より岸へ柳製の漁具を備ふる緻密なる柵を建てたるに遭へり、此の如き柵所謂「ザエズドニク」は、「ボロナイ」河に沿ひて余の經過したる三箇村中に二十三箇を算せり。

「ボロナイ」河に沿ひ最端の屯兵所附近に四箇所、「ウエートノエ」村に八箇所「アブラモフカ」村に五箇所「カザルスユエ」村に六箇所ありたり、上流に向二箇村あり、其處にも「ザエズド

ニク」にて漁撈すと言へり、其外各村に於ても網にて漁撈せり、而して尙魚の生産するは、多分此等諸村の存在が近年にして僅に四六年なるに因るなるべし。

海中に於ける漁撈は、二個の隣接せる建網間には二露里の距離を正確に保持せらる、故に恐らくは海岸に近接する魚の比較的一小部分を獲るのみならん、河口に於ても亦彼我兩方より二露里間の地域は建設を禁ぜらる、此等警戒手段は魚の河に入るに先り、過度の漁撈を充分豫防するを得べしと豫定せざるを得ず、されど此問題最終の解決は、唯一層精密なる科學的漁業上の研究を爲したる後に於てなし得るのみ。

今や進んで薩哈噠島漁業一般の情態を觀察し特に先づ漁業者の組織に移らん
千九百年營業せし漁場百九十三箇所中百二十五箇處は日本人に六十五箇所は露國人に三箇所は「アイヌ」人に屬せり此等の漁場を區域によりて分てば左の如し。

	露 國		日 本		「ア イ ヌ」人	
	漁場數	漁業者數	漁場數	漁業者數	漁場數	漁業者數
四 海 岸	三六	六	二二	一〇	一	一
「ア ニ ヲ 灣」	一九	九	三〇	一〇	一	一
東 海 岸	六	三	三六	八	二	一
「ア ル ペ ー ニ エ 灣」	四	一	三七	一六	一	二
總 計	六五	一九	一二五	四四	三	三

漁業者の数は漁場數に比して少なく、總數六十六名(日本人四十四名、露國人十九名、「アイヌ」人三名)なり、漁業者は多くは數個の漁場を有す、今此點に關し千九百年に於ける漁場數を區分すれば左の如し。

	露國漁業者	日本漁業者	「アイヌ」漁業者
一漁ニ於テ	一	一〇	三
二乃至五同	五	二二	
六乃至一〇同	一	四	
一一乃至二〇同	一	一	
二〇以上漁場ニ於テ	一	一	

此表に依ば主として小漁業の發達せること明にして、一乃至五漁場を有する漁業者最も多し。若し夫漁業者の數に顧慮せず捕獲せる生産物の數量に留意せば、露人の漁業は漸次發達し千九百年に於て其成績上日本人漁業に勝れり、即ち露國漁業者は海産物六十四萬九千五百五十八布度を獲たるに、日本人は五十三萬九千〇九十二布度を獲たるのみ。

露人漁業の日本人漁業に勝る所以は、主として最良漁場は露國漁業者に屬するの情況に關するなり、西海岸に於ては最良の漁場は無論「セミヨロフ」、デンプー「商會に屬し」、「アニア」灣内に於ては河口に近接し、最も生産力ある漁場は「グーア」、クラマレンコ「之を占有せり。是に由て之を觀れば日本人の壓抑及び日本人の利益し居るが如く見ゆる優先權に付き、露國漁

業者日常の哀訴は根據少なしと信ずるなり。

以上説示する如く露國漁業者の輸出する生産物の超過は即露國人漁業に勝利なるに拘らず、余は南部薩哈噠に於ける露人漁業は實際上皆無なることを斷言するものなり、此露人は自餘の漁夫、漁撈及製造法、漁具、漁夫の食料運搬方等は専ら日本的なり、而して漁獲物は唯日本市場に赴くのみ。

尙仔細に觀察すれば「セミヨロフ」、デンプー「大商會を除けば、露國人中獨立營業者なるもの一人もなきことを知るべし、自餘の漁業者「ピリチ」、「ニカチンコ」、「トロシシ」、「スコンノフ」、「サウエーリエフ」、「ラリヨロフ」、及「クラマレンコ」は皆此商會より資本を得、多少商會の羈絆を受け所謂商會の支店たる感を呈するものなり、若し夫れ此等の露國漁業者を除けば、自餘は唯各種の形様の下に日本人に雇はれたる貸名者のみ、自己の名義にて行ふ漁業は薩哈噠島に於て益々擴張せられ、地方有識者も亦之を排斥せざるなり、例へば現職にある一官吏毎年自己の名義を以て漁場を取得すれども、會て自ら其地を自撃したることなく、其漁場を日本人に貸與し精算を簡單にする爲め日本人より第二の税を徴す、即日本人は一布度に付五哥づ、岡庫に納付し、又五哥づ、漁場主たる官吏に拂ふが如き余の知る所なり、此漁場主は此の如くして何等の苦慮なく一年に凡七百留を得るなり、尙他に一漁場主あり、浦鹽斯德港に住し

曾て薩哈噠島の地を踏みたることなけれども、一年一度願書に自己の姓を記する爲に毎年四百留を得るものあり。

以上の如き漁業者の進歩發達は未だ以て國民的漁業の凱旋と言ふことを得ざるなり。

此點に就ては薩哈噠島に於て行政廳の百方努力するに拘らず、露國漁業者、露國漁夫特に露國的生産物を有する露國的漁業何故に發達せざるかの疑問生ず。

余の考を以てすれば産物特に其經濟的現象は、常に經濟學の原則たる需用及供給と密接の關係を有するなり、如何なる法律規則も此原則を變更することを得ず、又近隣市場に於て需用なき生産物の産業を興すこと能はず、薩哈噠島に於ける露國人の漁業も亦此理に外ならず、東洋に於ては鹽鯿の需用殆んど無く、日本、支那には鹽鯿の需用全くなし、我黒龍江沿道に於ては只少數なる上等社會の用に供するのみ、下等社會は専ら鹽鯿を用ふるに慣る。

露國風薩哈噠引紅魚の需用は僅少なり、是れ黒龍江沿道に於ては性質上等なる黒龍紅魚との競争望なく、且つ黒龍江沿道は其紅魚の豊富なること尙長く保證せらるればなり、海路露國への輸出は熱帯地方通過に堪へざるを以て不可能の事なり、日本若くは支那に於て露國製魚の需用皆無なり、日本式により鹽引し函館に輸送するの外策なし。

尙露國的漁業の勃興に大障害をなすものは、薩哈噠島に勞働夫の缺乏と、懲役存在の爲め同島

に移民扶植の不可能なるとにあり、殖民即ち強制的勞役の期を終りたる囚徒は、産業殊に海産業には海に慣れざると、其放恣と墮落とにより全く不適當なるものなり、露國漁業者は皆此等の勞働夫を嫌厭するなり、我歐洲露西亞北部沿海州地方若くは「アストラハン」よりなりとも、薩哈噠島へ自由殖民の誘導は、同島に現時狀態の懲役存在する限りは到底爲し能はざることなり、懲役の存在は生活を非常に困難ならしめ、爲めに自由殖民は殆んど存在し能はざるなり、掠奪、殺戮、牛馬の亡失等は最も普通の現象にして、刑役の殖民中比較的眞直なる者にすら薩哈噠島生活をして極めて困難ならしむ。

此二個の至重なる障礙に加ふるに、漁場監視の不行届、漁場監督の不整頓（漁場監督は哥爾薩州總支配者たる州長官なり）、交通の不完全、露國沿岸航海の缺如なり、されど此等は凡て第二に位する障礙にして比較的容易に除却することを得べし。

然らば薩哈噠島に於て何によりて露國漁業の發達を助長し得べきや。

余思ふに決して遮斷的制限法によらず又法律規則によらざる可し、此等は唯紙上の空文たる場合多ければなり、若し夫れ此を實施せんとせば、漁業を停止し剩さへ絶滅すること難からざれども、如何んぞ之に據りて新生面を開くことを得べけんや、唯一の漁業發達を助長するものは經濟的性質の方策あるのみ。

其重要なる方策は薩哈噠島海産物の新市場を開くことなるべし、若し薩哈噠島及び地中海若くは「バルチック」海諸港間に、特に漁業に適應する氷室備付汽船の定期航路を開かば、露西亞製薩哈噠鹽鮭及紅魚の市場は自ら歐洲露西亞に變ぜむ。

魚類の運搬に充分なる大きさを有し、且つ適應したる氷室備付汽船は年に二三度薩哈噠島より鯨及紅魚の莫大なる數量を運送し、廉價なる魚類を我市場に供給すれば則ち足れり、復航には薩哈噠島漁業の甚だ缺乏を感ずる鹽を搭載するを得べし、何となれば彼處に使用する日本鹽は甚だ不良のものなればなり。

第二の至重なる障礙即ち薩哈噠島に於ける勞働者問題の解決は、懲役及び流謫の一般問題の解決に全然關係を有す、此刑囚問題は現今當局者間に審議中なりと云ふ、此問題の審議に當りて此地方の産業上の缺乏にも留意せられんことは甚だ希望する所なり。

前記多方面の整頓即ち漁場の監視及監督、交通の改善の必要なることは言を待たず、今や萬事漸く其方向に進みつゝあり、此等の諸問題を釋然解決することは唯時間の問題なり、産業上の缺乏に特に適應する露西亞沿岸航海を創始し、日本と競争すること特に希望する所なり。

現時薩哈噠島東西海岸の漁業區域には、魚類輸出の爲め漁業者各自若くは共同して雇入れたる日本汽船のみ専ら使用せらる、數多漁場間の交通は只此等の汽船によりてなすことを得るのみ

なり、若し之なければ漁場へ到達すること能はざるべし、何となれば陸路は例へば西海岸には皆無なればなり。

終に臨んで尙一般絶東に於ける漁業の發達に一の容易ならざる障礙を示さんとす、吾人は海の自然及び漁業的生物生理學の智識の、如何に淺薄なるかを述べたること當に一再のみならざるなり、吾人は海流の配分及水路の有様且東洋諸海底の起伏圖すら殆んど知らざるなり、漁業上重要な魚類及び他の生産的動物の分布及生活には全く留意するものなく、現に吾人の有する事實は極めて断片的にして綜合的のものならず、最重要なる應用的漁業問題の全體に對し、科學は何等の解答をも與ふること能はざるなり。

以上の情態に就ては漁撈及養殖に關する國際漁業會議に提出せし余の報告中に述べ置きたり、而して漁業會議は余の提議に基き、露西亞、日本及北米合衆國に向つて此等關係諸國が、東洋諸海の自國に屬する部分を成る可く一の共通的设计に基き精密なる研究を爲し、科學的産業探險隊を希望することを發表するの決議をなせり。

第十四章 交通

この章に於ては樺太の道路、郵便、電信、運輸等に就て其大要を述べやうと思ふ。

一、道路。樺太は狭長き島であつて、海に依て自由に航通することも出来、且つ陸上は山丘山林頗ぶる多く耕作等も未だ開けず、戸數も少く加之冬季は雪上樺を以て何處へても行かるゝので、どうしても道路は發達しない、去りながら自然に任して置くときは内地は一向に開けぬ故、樺太應に於ても山を穿ち森林を伐除し其重なる處には新道を開設した、即ち

一、「アレキサンドル」府より北の沿海に沿つて「アルコオ」に至り、「アルコオ」より東に向つて内地に入り、「デルビンスコエ」村より南折して「ルイコフ」府に至り、「ルイコフ」府より更に南下して「オノール」村に達する間は馬車道あり。

二、「オノール」村より南下して「ナヨロ」に至り西海岸に出で、岸に沿ひ南下して「ナイブツ」に至る間は、只電信線に沿つて電信の妨害にならぬ様に樹木を伐り拂ひたるのみで、道路と名くべきものはなし。

三、「ナイブツ」より内地に入り、「コルサコフ」府までの間は又立派なる道路ありて馬車が通じて居る。

以上は樺太を縦貫し三府を貫く幹線とも云ふべきものであるが、其外に

四、「アレキサンドル」府より「ドウエ」港に到る約我三里の間は立派なる大道あり。

其他各部落を連絡する道路はなければならぬが、之等は何ういふ具合に出来て居るか分らぬ。

れども、多分小徑で道路と名くべき程のものなからうと思ふ。

道路は以上述べ來りし如く乏しく且つ既設の道路とても不完全であるから、一般交通には甚だ困難である、既設の道路には官設馬車があるけれども、夏季丈で而かも普通の人は乗用を許さず、郵便物と官吏丈に止まるのである、冬季の旅は雪の上であるから、樺を以て山岳や山林等の障害のない處は何處でも行く事は出来るが、郵便道路となつて居る處は左の通である、此郵便物運搬の樺には官吏の乗用を許して居る。

「コルサコフ」―「ナイブツ」(馬樺)

「ナイブツ」―「ナヨロ」(若くは「シツカ」)(犬樺)

「ナヨロ」(若くは「シツカ」)―「オノール」(馴鹿樺)

「オノール」―「アレキサンドル」(馬樺)

「アレキサンドル」―「ニコラエウスク」(沿海州)(犬樺)

二、水路。樺太地方は寒氣厳しき爲め、其近海の結氷期間は全く航海が出来ない、航海の出来るのは四月上旬頃から十一月中旬頃迄即ち八月足らずの間に過ぎない、けれども島地丈ありて割合に海の交通は發達して居るので、現に定期航海を開き居るものは、東清鐵道會社の汽船、義勇艦隊及我が日本の大家七平の汽船の三つ程ある、其中

(イ) 東清鐵道會社汽船部は汽船二隻を以て浦港を起點とし、「コルサコフ」港に寄り「アレキサンドル」港より諸本島の諸港を經由して、「ニコライウスク」港に到り、夫より同一の航路により浦港に歸るので、一箇年十三回程往來して居る。

(ロ) 義勇艦隊は本國の「オデッサ」より本島に流謫すべき囚徒及び之に要する食糧衣服其他官民の貨物を搭載して、浦港を経て「コルサコフ」港に寄港し、更に「アレキサンドル」港に到るのであつて、年々二回づつ通ふて居る。

(ハ) 大家七平は我政府の命令により汽船二隻を以て一は門司を起點とし、一は函館を起點とし、孰れも日本海に濱する日本の沿岸諸港を回航し小樽を経て、年に八回「コルサコフ」港に到る。

右定期船の外に漁業や材木運搬の爲めに臨時に本島に到るものは頗ぶる多く、三十五年度に於ては材木運搬の爲めに來るもの汽船八隻、漁業の爲めに來りたるもの汽船六十四隻、帆船三十二隻の多きに達して居る、又浦港より官有物品を搭載し、「カムサツカ」へ航行する汽船にして往復の途次、本島の諸港に立寄るものも少からずである、今試に三十五年「コルサコフ」港に到りたる船數及其噸數を調べて見るに、船數は百五十一隻、噸數は八萬三千四百三十七噸であつて、之れが船種船籍を區別し前二箇年度と比較すれば左の如くである。

船種	三十五年			三十四年			三十三年		
	隻數	噸數	噸數	隻數	噸數	噸數	隻數	噸數	噸數
汽船	七三	三七一	五二四	六七	三六	三三二	五五	二五	八七八
日本形帆船	二五	二、五五六	四七	四七	四、七九九	三六	三、四五八		
露國汽船	七	四〇七	八	五	四七	一一	四一一		
露國汽船	三八	三四、六八三	三四	二五、二九〇	二〇	二一、九九三			
露國汽船	八	八、二七七	七	八、八七二	二	一、九五八			
獨逸汽船						一	一、〇〇四		
獨逸汽船						三	三、〇二四		
韓國汽船						三	一、三三五		
合計	一五一	八三、四三七	一七四	七九、七三〇	一三二	五九、七六〇			

右は主として「コルサコフ」港の調べによりたるものであつて右にて全部を盡すことは出來ない、因て、調べは少しく古いけれども、千八百九十七年(明治三十年)樺太知事官房にて取調べたる全體の分を左に掲げやう、之を以て見れば三十三年の「コルサコフ」の出入船の殆んど倍であるから、三十五年に於ては全數で三百隻にも達して居るであらうか。

千八百九十七年船出入旅客來往表

港	入		出	
	汽船	帆船	汽船	帆船
露國	六	ナ	六	ナ
外國	二	ナ	二	ナ
外國	百七十六	ナ	百七十六	ナ
合計	百八十四	ナ	百八十四	ナ

ば、假りに其人が「コルサコフ」に居る人とするときは、其電信は北方「アレキサンドル」を経由して「ニコライウスク」に到り、「ニコライウスク」、「ハバロウスク」、「ウラジオストーク」を経、海底電信に依り長崎に至るのであるから、實に不便極まる、「コルサコフ」府と北海道の宗谷とは其距離甚だ近きに拘らず、以上の如き不便あるは在樺太日本人の爲め最も遺憾とする所であつて、日本の手で宗谷海峡に海底電信を設けたいとは、此の事情を知るもの、夙に望む所である。

郵便電信の露國政府の事業なることは既述の如くなるが、其収入は如何と云ふに一箇年に約二萬留程に達して居る、之を各本局支局に分ち更に郵便、内國電報、外國電報に分ちて其収入の内譯を示せば左の如くである。

局名	郵便収入	内國電報収入	外國電報収入	合計
「サガレン」郵便電信局	三、五五〇、九一	七、六六二、二三	一六八、七六	一一、四〇四、九〇
「ドウエ」支局	、七〇	八八〇、六〇		八八一、三〇
「レイコフ」支局	一、四〇〇	一、六九八、五八		一、六九九、九八
「オ、ル」支局		三六三、八三		三六三、八三
「コルサコフ」郵便電信局	八一五、〇〇	三、三五九、〇〇	一、二六五、〇〇	五、三三九、〇〇
「セラロク」支局		一九九、〇〇		一九九、〇〇
「ナヨロ」郵便電信局				
「セリントロフスク」支局				
「モグンコタン」支局				
合計	四、四三三、〇一	一四、六八六、二四	一、三三三、七六	二〇、四四三、〇一

此の表によるときは収入高の多いのは「アレキサンドル」府と「コルサコフ」であるが、前者は中央政府の在る所、後者は州廳のある上に漁業者の中心であり商賈も盛なるからである、尙「コルサコフ」の外國電報額の遙に「アレキサンドル」の上に出づるは、同地には日本人の多数なる結果であらうと思ふ。

第十五章 貿易

樺太は前數章に述べた通り、産業は水産業の一を除くの外其發達甚だ幼稚なるのみならず、其産高に於て亦た多からぬ故、外國に輸出するものは甚だ少ない、又内地人口稀薄なる上其住民の大部分を占めて居る囚徒は概ね衣食住共官より補助を受け、其地方の住民は生活の程度甚だ卑く、極めて少數なる其他官民とても、島廳の官立商館（市邑「アレキサンドル」港参照）より、日用品を購求して居るから、従つて各國より本島に輸入する貨物も極く少ない、斯う云ふ次第であるから随分大きな島國なるに拘らず、輸出入共に大に見るべきものはないのである、併し現状は何うなつて居るか云ふと、調べは少しく古くなつて居るが明治三十年の本島全部の輸出入高は左表の通である。

往	旅客	來	旅客	船			計
				出	港	地	
普通人民	護送兵	罪人	普通人民	護送兵	罪人	外國港ヨリ	二百十七隻
						歐洲露國ヨリ	百四十一隻
						太平洋沿岸露領港ヨリ	七十四隻
							二千九百十五人
							四千九人
							ナシ
							三百八人
							ナシ
							五千六十六人

三、郵便電信 樺太に於て露國の設立せる郵便局は、露國の制度に所謂四等郵便局で其規模は甚だ小さい、之れは交通の未だ充分に開けざる自然の結果である、郵便局の所在地は「アレキサンドル」府、「コルサコフ」府及「ナヨロ」村の三箇所であつて、其外六つの支局がある、即ち左表の如し。

- 一、「アレキサンドル」府郵便電信局
- 「ドウエ」支局
- 「ルイコフ」支局

- 「オノール」支局
- 二、「コルサコフ」郵便電信局
- 「セラロク」支局

- 「ペンズニヤキ」支局
- 三、「ナヨロ」郵便電信局
- 「セリユトラ」支局
- 「マダグンコタン」支局

右三本局の郵便物の運搬は、海の凍らぬ間は大概定期船によりて行はれて居るけれども、定期船のないとき及び既に海の凍つて仕舞た時は、陸上「コルサコフ」府から「アレキサンドル」府との間に郵便遞送を開始する、冬季間の郵便遞送は僅かに三四回である、本島と大陸間の郵便物は「アレキサンドル」府と、對岸なる「ニコライウスク」との間に毎月往復されて居る、電信は「コルサコフ」より「ナヨロ」、「ルイコフ」を経て「アレキサンドル」に至り、「アレキサンドル」より「ボゴビ」に至り、此處より對岸の「ライザレン」岬迄は海底電信あり、「ライザレン」岬より更に陸上電信にて「ニコライウスク」に到り、西比利亞を経て本國に連絡して居る、從て樺太と露の本國との間は甚だ便利であるけれども、日本人は同島にありて我本國に電報を發せんとすれ

ば、假りに其人が「コルサコフ」に居る人とするときは、其電信は北方「アレキサンドル」を経由して「ニコライウスク」に到り、「ニコライウスク」、「ハバロウスク」、「ウラジオストーク」を経、海底電信に依り長崎に至るのであるから、實に不便極まる。「コルサコフ」府と北海道の宗谷とは其距離甚だ近きに拘らず、以上の如き不便あるは在樺太日本人の爲め最も遺憾とする所であつて、日本の手て宗谷海峡に海底電信を設けたいとは、此の事情を知るもの、夙に望む所である。

郵便電信の露國政府の事業なることは既述の如くなるが、其収入は如何と云ふに一箇年に約二萬留程に達して居る、之を各本局支局に分ち更に郵便、内國電報、外國電報に分ちて其収入の内譯を示せば左の如くである。

局名	郵便収入	内國電報収入	外國電報収入	合計
「サカレン」郵便電信局	三、五五〇、九一	七、六六二、二三	一、六八、七六	一一、四〇四、九〇
「ドウエ」支局	、七〇	八八〇、六〇		八八一、三〇
「レイコフ」支局	一、四〇	一、六九八、五八		一、六九九、九八
「オ、ル」支局		三六三、八三		三六三、八三
「コルサコフ」郵便電信局	八一五、〇〇	三、三五九、〇〇	一、二六五、〇〇	五、三三九、〇〇
「セラロク」支局		一九九、〇〇		一九九、〇〇
「ナヨロ」郵便電信局				
「セリネトロフスク」支局				
「モグンコタン」支局				
合計	四、四二二、〇一	一四、六八六、二四	一、三三三、七六	一五、三三三、〇一

此の表によるときは収入高の多いのは「アレキサンドル」府と「コルサコフ」であるが、前者は中央政府の在る所、後者は州廳のある上に漁業者の中心であり商賈も盛なるからである、尙「コルサコフ」の外國電報額の遙に「アレキサンドル」の上に出づるは、同地には日本人の多數なる結果であらうと思ふ。

第十五章 貿易

樺太は前數章に述べた通り、産業は水産業の一を除くの外其發達甚だ幼稚なるのみならず、其産高に於て亦た多からぬ故、外國に輸出するものは甚だ少ない、又内地人口稀薄なる上其住民の大部分を占めて居る囚徒は概ね衣食住共官より補助を受け、其地方の住民は生活の程度甚だ卑く、極めて少數なる其他官民とても、島廳の官立商館（市邑）「アレキサンドル」港参照より、日用品を購求して居るから、従つて各國より本島に輸入する貨物も極く少ない、斯う云ふ次第であるから随分大きな島國なるに拘らず、輸出入共に大に見るべきものはないのである、併し現状は何うなつて居るかと云ふと、調べは少しく古くなつて居るが明治三十年の本島全部の輸出入高は左表の通である。

樽太輸出入表(一千八百九十七年知事官房調)

物 貨 入 輸	官 有		合 計	物 貨 出 輸	
	監 獄 所 屬	經 理 部 所 屬		官	個 人 所 屬
監 獄 所 屬	九萬七千九百六布			雜 貨	百八十三萬二千二百二十三布
經 理 部 所 屬	一萬百五十五布			製 作 品	六千七百八十六布
海軍省其他諸省所屬	八萬七千三百三十二布			肥 料	ナシ
官 設 商 店 所 屬	四萬四千八十八布			魚 類	十四萬九千四百六十布
個 人 所 屬	五萬四千七百七十九布			石 炭	百六十一萬九千七百八十一布
合 計	二十八萬三千八百六十布			木 材	三萬七千九百三十六布
				煉 化	ナシ
				雜 貨	ナシ
				製 作 品	ナシ
				石 炭	一萬八千二百六十布

輸 出 入 總 計

二百一十一萬六千〇八十三布

右の取調表は其項目なき爲め、之に依りて本島の貿易の状況を詳細に説明することは出来ない、
 就ては在「コルサコフ」日本領事館の「コルサコフ」港の輸出入報告に據り、本島に於ける需
 用供給の内容を推察することにしやう。
 扱て「コルサコフ」に於ける明治三十五年度の貿易額は

輸出高 一、六五二、九九五、五六
 輸入高 四〇八、九七七、四一
 合計 二、〇六一、九七二、九七

であつて、その輸出入貨物の内譯は左の通りである。

品目	輸 出 高	輸 入 高	品目	輸 入 高
獸皮	二五、三七六、二〇		織物類	二一、四七九、九二
家畜	一、五五二、〇〇		金物類	一五、七四二、〇六
海産物	一、五六〇、五八七、二八		陶磁器類	二、〇九四、〇八
木材	四一、二一六、一〇		砂糖	三三、六四三、五八
農産物	六三、三一〇、〇〇		燐寸	三、五六八、三七
礦産物	一、〇八〇、〇〇		牛酪	二、七二五、五五
其他	一六、八七三、〇〇		石炭	二、八〇九、九八
計	一、六五二、九九五、五六		鹽牛肉	九、九四四、〇〇
			雜貨	三二、五九五、〇一

次に右輸出入品の性質及出入先きに付きて大體説明を爲さんと思ふが、先づ輸出品より初めに輸出は無論土地の産物であるが、土地産物に付ては前數章に於て既に説明してあるから、茲に之を畧すことにして輸出先に付てのみ述べん、當港貨物の輸出先は日本と露領との二つに分れ、露領は浦港、旅順、大連及本島の「アレキサンドル」港であつて各所への輸出内譯高は左の如くである。

(一)日本輸出高	一、五四二、九二七、〇一
露領其他	一、五四二、九二七、〇一
計	一、五四二、九二七、〇一
(二)露領輸出高	五〇、三〇四、四五
浦湖斯德港	一八、五四八、〇〇
アレキサンドル港	四一、二二六、一〇
旅順大連海	一、〇〇六、八、五五
合計	一、六五二、九九五、五六

右の表を一見するとさば、當港と日本との貿易關係は如何に大なるかを知ることが出來やう、即ち輸出合計約一百六十六萬留の内一百五十四萬留と云ふものは、日本に對する輸出であつて、殆んど全額は日本へ來るものと云ふても良い位である、然らば日本に來る此巨額の貨物は何か

と云ふに、黒貂皮八百枚其價九千六百留の外悉く水産物である、又水産物輸出全額一百五十六萬留の中で、其殆んど全額即ち一百五十三萬は日本に來るのである、是によりて見れば樺太の漁業者の何人たるを問はず、其漁獲物は皆日本人の需用に供するもので、漁業上から云へば樺太海岸の漁場は日本の勢力範圍と云ふても差支ないのである、此の慘況は將來に於ても變らぬこと、思はれる、次に旅順、大連に出たものは皆材木で、丸太、細工用木材、板、薪である、之れは森業の章で説明した通り、彼處の經營の爲めに用ひたのであるから、輸出上から云へば一時的のものである、浦港へ出たのは皮類、昆布(以上二種輸出額大部分)、鹽魚、「ブルスニーク」、家具等て「アレキサンドル」港へ出たのは再輸出物であつて、其種類は

麥酒、小銃、砂糖、「シヤツ」、林檎
酒精、器械用油、菓子、麥粉、家具

等である。

第二に重なる輸入品の内容に付て少しく説明しやう

輸入品目は前に掲げた通りであるが、其第一に掲げたる(一)農産物の中で麥粉の輸入は九萬五千二留に達し、輸入農産物中の大部分を占めて居るのである、本品中最も好評あり且つ其額の多いのは米剛製のもので、之に次ぐものは札幌の製粉會社より輸出したものである、日本のは品

質に於て米國に劣るけれども、價格は一袋に付十哥乃至十五哥安き爲め相當の賣行あると云ふことである、露國よりも少し許り來るが、之れは品質良しけれども價の高き爲め需用は少ない、茶の輸入は一萬六千留近くもあるが、重に磚茶であつて紅茶は誠に少ない、紅茶は概ね日本より輸入するので、磚茶は支那から來るのである、日本の紅茶は支那茶に比して香氣に乏しく且濃厚ならずとも、其價廉なるを以て段々販路は廣がつて來る、烟草輸入は殆んど一萬留に達して居るが、皆露國製のものである、白米の輸入約一萬八千留、其三分の一位は直接に日本より來るのであるが、他は浦港よりの再輸入に係るものであるから矢張り日本より行くものと見て宜からうと思ふ、果物殊に林檎、落花生は皆日本から行くのであるが、林檎は二千餘留、落花生も二千餘留である、(二)織物の輸入は三萬餘留であるが、其大部分は更紗、羅紗で、羅紗は少し許り日本から行くけれども、殆んど全體は露國より來るものと云ふても宜からう、日本から羅紗の外に綿「セル」、雲齋、金巾等も行くが、其額は皆千留以下である、(三)酒類は輸入品の中で農産物に次ぐもので、其額は六萬數千留、其中最も多額を占めて居るのは酒精の五萬餘留で、火酒、葡萄酒、麥酒、「シャンパン」等は遙に下て一千四百留から一千二百留である、右の内麥酒の全部は日本の札幌麥酒製造會社の占有となつて居る、之れは沿海州地方の製品に比し、安價にして品質は良しからである、砂糖の輸入は二萬三千六百留以上に達して居るが、日本

から行く二千五百留の外は、皆露西亞の本國又は其領地から來るのである、露國から來るものは國産税を免除し若しくは拂戻をなし、尙ほ場合によりては獎勵金を與ふることとなつて居り、本島に輸入する露國製の角砂糖及棒砂糖は、此特典に浴して得るものなるを以て、同國より來るものは非常に低廉である、以上掲げたるもの、外、燐寸の大部、石油の大部分、鹽の半部以上は皆日本から行くのである、尙ほ終に本邦より「コルサコフ」港及「アレキサンドル」港に輸出したる品目及價格を掲げて、本邦と兩港との貿易關係を明かならしめんとす、但し「アレキサンドル」港に輸入したるものは函館港から送つた分である。

「コルサコフ」港		「アレキサンドル」港		「アレキサンドル」港	
品目	價格	品目	價格	品目	價格
砂糖	二、五三、五八	燕麥	一四、八六、〇〇	麥酒	七、九七、五〇
石油	一、八一、〇七〇	石油	四、〇五、〇〇	燐寸	四、八一、〇〇
麥酒	三、三三、五〇	紅茶	一、六二、五〇	砂糖「サラム」	九、七五、〇〇
「カタン」系	四、七九、六七	落花生	七、五〇、〇〇	林檎	二、〇〇、〇〇
靴下	九、三三、四九	梨子	三、一六、〇〇	白米	九、三八、七五
麥粉	一〇、七九、〇〇	石灰	七、五〇、〇〇	「セメント」	三、一四、〇〇
白米	五、九一、七八	裝飾品	二、〇〇、〇〇	獨逸食鹽	六、〇〇、〇〇
林檎	二、一六、二八	綿	一、〇六、〇〇	白蠟油	八、〇〇、〇〇
落花生	一、六二、〇〇	木綿織物	三、五〇、〇〇	馬鈴薯	一、二六、六五
紅茶	二、〇五、一六	玉葱	二、三〇、〇〇	平野水	三、六五、〇〇

燕麥	一、六三〇、〇〇〇	麥粉	二、〇一三、〇〇〇	醬油	一、〇〇〇、〇〇〇
綿「ヤレ」	七、二六、一八	雜貨	一、八二五、〇〇〇	瀧戸物	三三〇、〇〇〇
雲霧	三六三、三三〇	生天竺	六四五、〇〇〇	粗反物	二〇〇、〇〇〇
金巾	六九四、〇〇〇	蠟燭	九〇、〇〇〇	合計	四七、八四五、四〇〇
襪	一、五六四、〇〇〇				
襪寸	三、三四三、三七				
白絞油	六八三、一九				
羅紗	九一五、六二				
(右は重要品のみ此以下のものもありと知るべし)					
合計	四一、一〇三、七二				

備考

露國の取り調にかゝる千八百九十八年航海時期の「アレキサンドル」港に輸入せし貨物は左の如し。

- 一、監獄所屬 三萬七千六十四個 此布十七萬八千三百六十八「フント」
- 二、經理部所屬 四千九百三十八個 此布二萬三千八百八十八布 十八「フント」
- 三、海軍省所屬 百三十個
- 四、官設商店 一萬千七百四十個 此布一萬七千九百二十一布 二十四「フント」
- 五、個人所屬 二萬七千五百九個 此布三萬九千二百七十一布 二「フント」
- 合計 八萬千三百八十一個 此布二十五萬五千八百八十七布 十二「フント」

樺太事情 終

附 録

- 露領沿海漁業の前途
- 膺膺の密獵保護問題
- 占領軍 樺太漁業渡航假規則

附録一 露領沿海漁業の前途

露領薩哈噠島及び堪察加沿海は、水産に富み邦人の出漁する者年々多きを加ふるの勢ありしに、露國當局者は外人排斥の方針を執り、堪察加沿海の如き全く外人をして漁業に手を下す事能はざらしむる法令を布き、古來本邦人の好漁場として知られたる樺太別稱薩哈噠島の如き、亦將に漁業禁絶の厄に遭んとせり、今回の戦争の結果我に漁業上如何なる權利を回收するやは知るべからずと雖も、先づ露國當局者の方針を知ること緊要なり、此に譯載する所の者は露領沿海の漁業監督を以て任ずる露國々財省「ハ、ロウスク」支部當局者の近頃發表したる意見なり、露領沿海漁業上の權利我に掌握せざる限り同漁業の前途之に由りて卜するに足らん。

一千九百一十一年十一月二十九日發布の現行海産業營業規則は、露國國民をして漁業區を貸下げ各安全に營業するを得せしめ、露國の利益を増殖するの精神を以て之を發達せしむるを主旨としたり。

此主旨に基づき從來の貸下人に如何なる特權をも與へず、露國の漁業家は今日と雖も已に甚だ多く同一漁業區に向て貸下の出願を爲す者少からざるを以て、漁業區は一切競賣又は口頭競争を以て貸下ぐるを得策と認め、且從來露國人に貸下げたる漁業區は、露國漁業家に限り

て貸下ぐべき事とし、以て露國漁業家の利益を防護したり。
加之地方官の特別の見込に依り漁業區の數を限り外國人との競争外とし、露國臣民に限り之が競賣に入札を許すを得せしむる事とし、且漁業區の貸下條件の廣告を來る漁業期貨下漁區域表中に併記するを得策と認めたり。
薩哈噠島に於ては露國並に外國漁業者に鮭鱈漁業を營むことを許すも、但露國労働者の手を藉るものに限る事としたり。

數十年來薩哈噠島に於て、外國漁業者が故障なく漁業を營むことを許されたるに依り、同地の漁業は全く不順當の情態を呈し、露國漁業の發達の處置を施すこと頗る困難と爲れり、是を以て露國領海内に於て漁業を營むの權利を有するは、獨り露國臣民に限ること若し或る場所に於て外國人に漁業を營むを許すとすも、決して之に權利を與へず只露國政府の國是と利益とに適合する間、臨時營業せしむることを確然明白にすること必要なり。

此主義は國際公法の普通原則に全然適合するものなり。

何國たりとも特別の條約又は協商を以て規定する場合の外、自國領海内に於て外國人に漁業を營むことを許さざるは人の知る所なり、之が證として各國古今の實例を擧示するを得可し、例へば和蘭に於ては一千八百十八年三月十二日發布の法律に依り、鯡漁は和蘭臣民及び同國

船舶に限り許可する事とし、外國人には鯡漁並に同漁業の爲め船を艦裝することにも與かることを禁じたり。

埃匈國に於ては一千八百八十四年十二月十二日の法律に依り、同國領海内に於ては埃匈國臣民及び一千八百七十八年十二月二十七日の條約に基づき、漁業權を得たる伊太利國人に限り漁業を營むを得る事としたり、然れども珊瑚及び海綿を採取することは、同國領海内に於て伊太利國人に之を營むを許さざりき。

北米合衆國及び加奈太に於て大なる港灣たり或は河口の廣大なるもの、例へば「マツサチュセツト」灣の如きも國有海面區域に編入し、同所に於ては一外國人たりとも漁業を營むの權利を有せず。

一千八百九十三年八月二日英佛の間に締結したる協商に依るに、放海三涇の間並に長さ十涇以内の港灣を兩國の領海と認め、外國漁業家は此水域内に於て、漁業を營み投錨し又は己の漁獲物を販賣すべからざる事とし、外國漁夫の該水面に入ることは已むを得ざるの場合に限る事としたり。

一千八百六十八年英國と北獨逸政府との間に均等の協商を遂げ、北海(即ち獨逸海)に於ける沿岸漁業は獨逸國民に限りて營むことを得る事としたり。

一千八百八十二年五月六日英國、獨逸、白耳義、丁抹、佛國、和蘭の間に締結したる協商に依り、北獨逸海の沿岸三哩の間に於ける漁業は同國民に限る事を是認したり。

北獨逸沿海に於て不法の漁業を營む者に對しては、獨逸刑法に依り六百「マーク」の罰金を課せられ又は六箇月以内の禁錮に處せらる。

今翻て露國の行爲を見るに、露國も亦決して其領海内に於て外國人に漁業を營むの權利を與へたることなし、此事に關して最も趣味の多きものは漁業航海及び貿易に關して、夙に露國と諾威の間に存在せし關繫なりとす。

一千八百三十年九月十三日發布の諾威國法律に依り、露國臣民に漁業及び貿易を營むに就て或る權利特典を與へられたり、即ち同法第四十條に依り露國臣民が沿岸を去る一哩の距離に於て漁業を營むに當り、「ワルデスキイ」及び「タネンスキイ」寺區の沿岸六箇所に土人の漁業に妨害を加ふることなく、土人より住所並に乾魚棚設置の土地を借入るゝことを許すも、沿岸に家屋を建て又は小屋掛を爲すを禁じ、之を犯して建設したるものは沒收すべき事とし、且露國人は一定の碇泊場通行税を拂ひ出入とも、「ワルデスキイ」税關及び「ワルデスキイ」郡警察署に届出づるの義務ありとしたり。

此の如く露國臣民に權利を與へられたる代り、一千八百三十年九月十三日發布の「フィンマ

ルケン」漁業法第四十條に依り、露國臣民に與へられたる特權の有効なる間は、諾威人も露國に鹽魚及び乾魚を輸入するに就て關稅及び取立金支拂に關する特權を利用す。

諾威人には未だ會て露領沿岸に於て漁業を營むの權利を與へたることなし、近年諾威漁業家の露領海面に侵入すること發見せらるゝに及び、一千八百九十二年國有財産省内務省外務省海軍省の間に、露領北海沿岸を外國人の不法の侵犯より防がむが爲め、北氷洋に毎年軍艦を派遣するの協商を遂ぐるに至れり。

我が東洋海面の漁業權に關しては、一千八百二十一年九月四日發布の皇帝「アレキサンドル第一世」の勅令あり、同令に依り「ペーリング」海峡より、北緯五十一度に至る間の諸島諸港灣及び概して北氷の北西沿岸一帯並に「アレウト」諸島、西伯利亞東岸及び千島諸島に於て撫得島岬即ち北緯四十五度四十一秒に至るの間に於て、貿易、捕鯨、漁業及び其他の諸業を營むことは露國臣民に限る事とし、外國船舶は前記區域の露領百伊太利里の距離内に近づくことを禁じ、犯すものは貨物と共に沒收すべき事を宣言したり。

後に至り露國は放海に於ける獨占權の主張を撤したりと雖も、一千八百二十四年四月五日(十七日)北米合衆國と締結したる協商に依るも、又た一千八百二十五年二月十六日(二十八日)英國と締結したる協商に依るも、我が領海内に於て外國臣民に漁業を營むの權利を與へざりき。

若し夫れ露國の日本に對する關係に至りては、一千八百七十五年四月二十五日(五月七日)薩哈噠島交換に關し、聖彼得堡に於て締結したる條約第六條第二項を以て、日本船及商人に「オホック」海及び堪察加の諸港に於て通商航海を爲すが爲め、並に同海上及び沿岸に於て漁業を營むが爲め、露西亞帝國に於て最惠國民の船舶及び商人の享受すると同様なる、權利及び特典を享受するを許したり。

然れども我が東亞露領に於ては、一國民たりとも漁業を營むの權利を利用するもの無きに依り、日本も亦本條約に依りて此權利を享受せざりき、一千八百七十五年八月十日(二十二日)、東京に於て署名されたる本條約の追加條項を以て、其の所有區域内に於て薩哈噠島に永住せんと欲する土人に限り、漁業及び獸獵業を營むの權利を與へ、且生涯其職業に對する諸税を免じたりと雖も、之が條件として露國の國籍に入るべき事とし、然らざる場合に於ては三箇年の後露領より去るべき事としたり。

一千八百九十五年五月二十七日聖彼得堡に於て署名されたる通商航海條約に依りても、日本に露領海面に於て漁業を營むことに關し何等の權利をも與へざりき、同條約第一條中に兩締盟國の一方の臣民は何等の名義を以てするも、内國若くは最惠國の臣民或は人民の納むる所に異なるか、又は之より多額の取立金若くは租税を徵收せらるべからず

と記し、而して第二條に左の如く追加したり

但本條及び前條の規定は兩締盟國の各方に於て、現に行はる、特別の法律勅令規則にして外國人一般に適用すべきものには、何等の影響を及ぼすことなし

又本條約追加議定書第三條に

兩國政府は鹽魚又は乾魚の輸入に關し、相互主義を基礎とする一の約定を締結する爲め速に商議を開くことを約す

とあり、即ち此商議は單に魚の輸入問題に關するのみにして、漁業其物には決して關すべからざるものなり。

前述する所に依れば未だ曾て如何なる條約を以ても、我が領海内に於て如何なる外國人にも漁業を營むの權利を與へたることなきを知るべし、然るに外國人(日本人を指す)は事實上此の各國に於て重要視して、條約に基き一方締盟國の臣民の受くる、重大の利益の代りに特別の條約に基き特殊の場合に限り外國人に付與する漁業權を利用したり。

露領地方の人口稀薄にして露國漁業の發達期すべからざる時に於ては、外國人の漁業亦意に介するに足らざるに似たりと雖ども、今日露國人民増加して我が國民的事業の發達の見込ある時に於ては、此の如き情態極めて不適當にして望ましからざる事なり。

因襲の久しき吾人に取りて頗る面白からざる結果を來たし、今日我邦の露領沿海に於ける外國人の非理的漁業權を制限せんとするの計畫すら、外國人は視て以て我が惡意非友誼的に出づるの舉動と爲し、露領より輸入する魚類に重税を課せんとする等、種々の強壓策を執り外交上の交渉談判を紛起するに至る、此等の事たる紛擾葛藤を醸し地方の漁業をして順當の發達を爲すを得ざらしめ、其の自然の發達を妨ぐるや極めて大なり、外國人に漁業を許すに由りて、不便不利の起ることの測るべからざるものあるは我國の實驗の外他國にも亦其例あり、例へば一千七百十三年の「ウトレフト」平和條約に由りて、英國の領有に歸したる「ニューファウンドランド」島に於て、同島北部の當時荒蕪無人の沿岸に佛國人に漁業を營み魚を乾製するの特權を與へ、漁業時期の外同島に居住せず、漁業及び魚の乾製に必要なもの、外堅固の建物を築くべからざる事としたり。

此の如く「ニューファウンドランド」に於ける英佛兩國間の關係は、條約を以て明白に規定したるに拘はらず、佛國人に與へられたる漁業權は既往殆ど二百年の間常に兩國間の爭論葛藤の因と爲れり、而して其紛議の爲め屢々英佛の間には外交上の交渉を遂げられたるも、遂に良効果を來したること少なく、一千八百五十八年に至り佛國巡洋艦は次年より沿岸居住の英國民に、一切漁業を營むを禁ずべしと喝喝するに至れり、之が爲め英國政府は英佛兩國の代表者より

成るの混成委員を以て「ニューファウンドランド」の漁業を調査すべしとの議會の提議を佛國に申込むに至れり。

然れども此委員の調査亦何等の結果を呈せず、一千八百九十年倫敦に「ニューファウンドランド」の代表者を召集して商議したるに、佛國に與へたる漁業權は同島の殆んど荒蕪無人の情態の時與へたるものにして、當時に在りては不都合なかりしも、時勢の變遷して同島事情の舊態を一變すると共に、佛國人の漁業權は土地の生産力發達の前途に害を及ぼし、地方官の行政權を窘束すること甚しく、假令一時たりとも暫定條約を保存することは、紛擾常に絶えざる因たる所以明白と爲れり。

「ニューファウンドランド」島の代表者の説に依るに、該問題の最良解決方法は佛國人より其漁業權を買収するに在りと爲せり。

又大西洋の西北部海面に於ける「ニューファウンドランド」及び其他漁業も、亦時として英國と北米合衆國間の讐々たる外交的爭議問題と爲れり。

以上説述する所に依れば外國人に漁業權を與ふるよりして、如何なる葛藤を生ずるやを知るに足らん。

露領漁業を外國人に許すことの可否を議するに當りて此理を參考とすること必要なり、若し

今日外國人が我が沿海に於て漁業を営むに就き、何等法律上の權利を有せざる時に於てすら、其漁業は露國の漁業上に重大の困難を來たすとせんには、將來漁業上に利害のある外國が其多年我が沿海の漁業を利用したる事業を口實として、公然己の權利を確認せんことを要求し、其の從來外國人の營業したる場所に於ける漁業權を握有せんとするに於ては、如何なる葛藤の紛起するやは之を洞見するに難からず。

此の如き想定は吾人をして我が領海の漁業を外國人に許すの問題に關し、極めて慎重の態度を執るに至らしむ、從來外國人に營業を許さざるの場所に於ては、空想的の利益に眩惑せずして斷然外國人の營業を禁ずるを以て至當と認む、又從來已に外國人に營業を許したる場所に於ては、成るべく速に之を排するの策を執ること必要なりとす。

一千九百一十一年十一月二十九日發行の海産營業規則に依れば、外國人に漁業を許したるは單に薩哈噠島中從來之に許可したる場所に限り、且外國人は一年期間を限り漁業區を貸下げらるるに過ぎず、其他の露領海面に於ける漁業は露國企業者に限り露國臣民のみを、労働者として使用するの義務を負はしめ許可する事としたり。

今や露國人の漁業漸く發達せんとするに際し、之が利益上斷然此處置を履行せざるべからず、何となれば露國人の營業は決して外國人の營業（外國の労働者を使用する露國人の營業亦此

に屬す）と並び存すること能はざればなり、我が露領地方の社會經濟上の情態たる我が比隣各國の情態に比し、外國労働者を使役して營業することは露國労働者を雇入るゝよりも利便なり、故に若し外國労働者の雇入に就て自由の競争を許したらんには、露領漁業に露國労働者其跡を絶ち隨て露國漁業なるもの亦絶無とならん。

此の如くんば漁業の發達に伴ひ生ずる所の利益は皆依然外國人の獨占する所と爲り、毫も我が露領地方の經濟上の發達と殖民事業に益する所なかるべし、此の如き營業は依然我が利益を吸收せらるゝに過ぎざるのみ、地方人民が營業に従事し其營業は地方經濟上の消長と密接の關係を保ち、其營業の區域成るべく廣く人民に普及し常に直接漁業に従事する者のみならず、漁業に何等かの關係を有する他の職業に従事する者をして、亦工錢を得せしむる如き仕組とするに於て其漁業は始て眞に有益なる事業と爲るべし。

漁業を以て此の如き國民的事業と爲すの第一著歩は、露國労働者をして營業に安からしむるの一事是也。

薩哈噠島の如き從來外國労働者のみを以て營業したる場所に於ては、露國労働者をして漸を以て之に與からしめざるべからず、此政畧上目下先づ薩哈噠島に於ける紅魚の漁業に、外國労働者を雇入るゝを禁ずるを以て得策とす、同漁業の重要漁業區たる黑龍江方面に於ては此

策已に實施せられ著しく功を奏したり、漸を以て薩哈噠島にも此策を實施すること必要なり、況や他の漁業區の漁業家は露國人なるも薩哈噠島に於ては、外國人多きに居るを以て同島に於て紅魚漁業に外國労働者を雇入るゝを禁ぜざるに於ては、外國人獨り非常の利益を占むべきに於てをや、薩哈噠島に於て露國労働者を雇入るゝに不都合なきや否と云ふ者あらば、我輩答へて容易なりと云はん。

薩哈噠島に於ては、紅魚の漁獲事業にも製造事業にも、共に外國労働者を使役するを禁ずること必要なり、然らずんば監督の不行届なるに依りて法規の命令は空文に止まり、營業は依然全く外國労働者の營む所と爲るべし。

當分一漁業區毎に外國人を傳授人の資格を以て三人以内雇入るゝを許す事とし、罐詰製造に使用する蒸氣又は其他の機關には機關師及び職工の資格を以て、外國人を雇入るゝを許す事としたり。

薩哈噠島に於ける鮮漁に關しては、労働者雇入に就き未だ紅魚の漁業に關すると同様の處置を執るに及ばず、故に當分薩哈噠島に於ける鮮漁は露國漁業者並に外國漁業者をして外國労働者の手を藉りて營ましむる事としたり。

貸下漁業區は競賣を以て貸下げ、一漁業期間の貸下とすべき漁業區は、口頭競争に由りて貸

下げらる、此の口頭競争なるものは漁業者が成るべく速に其の入札したる所の漁業區が果して、己れに貸下げらるゝや否を知ることを極めて必要なるに依り、漁業者の利益上必要なり、口頭競争なれば、現場に於て許否直に明かなるも競賣となれば「ハッロウスク」の國財管理所に於て審査したる上認可するの手續なるに、競賣に付する場所が「ハッロウスク」を去ること遠ざと、迅速正確なる交通を缺くとに由りて時日を費すこと多きを以て、例へば秋を以て漁業區貸下期の最も便利とする薩哈噠島の如き「ハッロウスク」より貸下確定の報を得るに先だち航海終結するの恐あり、爲に多數の漁業者をして極めて困難の情態に陥らしむべし、長期間漁業區を貸下ぐる漁業者に取りては前記の困難は左ほど甚しからずとするも、一漁業期間の貸下を爲す漁業者に取りては口頭競争を以てせず、一切競賣を以て漁業區を貸下ぐるの法は非常に不便なるべし、何となれば彼等は秋に於て適宜漁業に必要な物品を準備購求し、漁夫雇入の契約を爲すの必要あるに依るなり。

加之一漁業期間に貸下ぐる漁業區を競賣貸下とするときは、徒らに繁文の弊を來たし夫の往々文字を解せず、競賣の手續を知らざる農夫又は流刑殖民の小漁業者が該漁業區を貸下ぐるに當りて困難を感ずべし。

一千九百一年發布の規則に依り肥料、粕の製造は鮮と魚類製造の餘屑とを以てすることに限

り許されたり、是れ貴重なる魚類を生産的に製造するの時期到来せざる間、該魚類を濫漁することを防ぐの主意に出でたるなり。

漁業者が紅魚を鹽漬にする爲め鹽の缺乏するに當り、之を以て肥料ノ粕の製造に充つるは往々往見る所なり。

又鯡の來るを待ち又は鯡と紅魚の來る間に種々の小魚を捕獲すること多し、是れ只勞働者の空手爲す無きを利用せんが爲めのみ、此事たる魚の價格上微々取るに足らざる如しと雖も、此の小魚たる他の高價なる魚類の食物と爲るを以て其價值や著し。

一定の沿岸漁業區域と定められたる沿海漁業の外、現行規則に依り露領々海區域内に於て各種の船舶が、各特別の漁業鑑札を得るに於ては漁業を營むことを許さる、此種の營業は沿岸の一定の漁業區と關係せず、禁漁區を除くの外到る處に於て營業するを得可し。

從來此の如き漁業は沿海州の南部に於てのみ行はれたりしが、今後他の方面にも之が發達を見んとす、此營業は目下尙未發達の情態にあるを以て、之が營業を整理する細則漁業鑑札料漁具禁漁場等は、豫め之を規定せずして年々貸下漁區表の發表と共に之を公告するを以て得策と認めたり、此の如くして該營業の發達し其營業の情態を調査するに従ひ、其營業法を整理すること利便なるべし。

次に遠隔せる北方の荒蕪たる沿岸地方に關しては、國財管理所の現在の役員と經費にては其漁業を整理すること前記の漁業區よりも更に困難なり。

目下漁業の最も發達したる沿海州の南部、薩哈噠島及び黑龍江下流に於ては、不充分ながら漁業監督の設あれども、其他は經費の不足なる爲め漁業監督の行届く場所と、貸下漁區の天然の形勢漁業家の弊害を甚く醸長すること能はざる場所に限り、漁業を營むを許して全般の漁業を制限せざるを得ず、此故に目下漁業の爲め開放せられたる場所に於ても、監督經費の都合と漁業の情態調査の不充分なるに由りて、遂に營業し得べき程の程度に發達せず、前記漁區以外の露領沿岸就中堪察加の如き是れなり、堪察加は近來漁業家の特に注目する所なり。堪察加の漁業發達の沿革に徴せば漁業監督法を設くるの如何に必要なかを知らん、同地方に營業の目的を以て始めて漁業を營むを許したるは、一千八百九十六年露國臘膈膈營業會社の請願に依り、斯かる資力裕かなる企業者に依りて開始せらるゝ事業は、該地方に取りて有益なるべしとの考慮より、當局者は大に其の事業に同情を表したり、前記會社の開始したる事業の發達著しく他の企業家亦其例に倣ひ起業したり、然るに年月を経過するに従ひ堪察加漁業には其の豫期したる利益を生ずべき設備なく、相當の監督を設けずして漁業を許すに於ては、其營業濫漁密獵の性質を帯ぶるに至る所以明白と爲れり。

堪察加沿岸を漁業の爲め開放してより二箇年に過ぎざるに、堪察加の土人は魚は河口に遮られて漁場に溯らずと愁訴するに至れり、是れ河の上流に住居する土人をして其天然の食物を失はしむるものなり、又一方には「ペトロパウロウスク」郡役所は軍艦を以て、沿海の密獵を防ぐの急務なる事と漁業家の漁場に監督を設くるの必要を建議し、之を等閑に付するに於ては、河口に網を張り全く之を壅塞して産卵の爲め魚の溯河するを妨ぐるを以て、魚の盡くること近きに在るべしと云へり。

漁業管理所の唯一所有帆船「ストーロジュ」號をして堪察加漁業の情態を視察せしめしに、其調査の結果全く前記濫漁密獵の性質ある事實を確かめ、同船の寄航したる漁業場にては概ね漁業の不正に行はれ往々全く河口を壅塞するものあるを認めたり。

此の如く相當の監督を付することは、如何なる地方に漁業を許すことに就ても必要なこと明かなり、監督を設けずして漁業を許すときは、地方の天産物を絶滅するに等しく之に由りて地方人民の運命に有害の影響を及ぼすものにして地方官の責任や重しと云ふべし。

漁業を許すに於ては必ず之が監督を設くるの必要あるは勿論なるも、監督の設けなき場所に於て絶對的に漁業を營むを禁ずることも、亦是れ我が海産物を保全し地方人民の運命を有害なる密獵より防ぐ所以に非ざるなり。

我が北東沿岸に來る密獵船の數は年々増加し、我が監督の皆無なるに乗じ悠々河口に入り魚類を滿載して去るを例とす。

斯かる密漁の發達が我が水産物の保護繁殖と地方人民の生活に取り、有害の結果を來さんとは亦言ふに及ばず、此弊害にして一掃せられずんば堪察加及び其他北東露領沿岸の河川は、全く魚を見ざるに至るや必せり、漁業管理の任を司れる黒龍沿道の國財管理所は漁業保護の爲め、從來蒸汽帆船「ストーロジュ」號一隻のみを有せしを以て、屢々沿岸視察の爲め船數を増加せんことを請願せしが、聞く所に依るに農務省は其請願を容れ、已に二隻の巡洋艦と二隻の汽艇を注文するの手續を爲せりと云ふ、然れども沿岸漁業監督設置の問題は猶未決に屬せり。

北部地方に於ける漁業の情態此の如くなるに依り、軌近同區域の荒漠たる沿岸に漁業場の貸下を請願する者陸續輩出せり。

當局者が營業上の關係に就て未だ全く調査せず且監督絶無の地方に於ける漁業區を貸下げ、以て前記請願者の希望を満足せしむるは（就中永年の貸下に於て）、地方官の國家に對する忠實なる義務と言ふべからざるも（地方の實況に通ぜざるが故其價值を正確に判定する能はず、適當なる營業法をも定むる能はざる故）、露國漁業の漸く該地方に發達せんとするに際し、單

に貸下請願地が調査行届かず監督なしとの故を以て其請願を却下するは、地方漁業の發達を阻止するものなるを以て望まじきことに非ず。

之が爲め北部地方には貸下漁業區を預定せずして、一千九百三年堪察加岬（堪察加半島東岸にあり）以北「ペーリング」海及び北氷洋に至る沿海州沿岸と、「ボドガガルナヤ」川（堪察加半島にあり）より「アヤン」港に至るの間に於て、露國臣民に露國労働者を使役し露國船旗を掲げ露國人を乗組員とするに於ては、無料にて左記條件を遵守し漁業及び海獸獵等を營むを許す事としたり。

第一條 土人ノ利用スル漁業場ヲ占領スルヲ禁ス

第二條 土人ノ營業スル場所ニ於テ海獸ヲ獵獲スルヲ禁ス

第三條 河川及ヒ河口ノ上流河口ヲ距ルニ露里以内ノ所ニ於テ漁業ヲ營ムヲ禁ス

第四條 營業著手前營業者ハ國財管理所又ハ地方漁業區管理官ヨリ、漁業又ハ獵獸ノ免許證ヲ受クベシ、該免許證ニハ多少明確ニ營業者ノ營業セントスル場所ヲ掲記スヘシ

第五條 免許證ハ何人ニモ他人ニ對シ同證ニ記入セラレタル場所ニ於テ營業スル優先權ヲ與ヘス、同一地方ニ於テ營業セント欲スル者數人現ハル、トキハ、到著ノ最モ早キモノ具ヲ建ルノ場所ヲ選定シ、漁期間之ヲ占有シ並ニ碇泊場トシテ沿岸地區ヲ利用スルノ權

權利ヲ有ス

第六條 營業者ハ營業期節ノ終リタル後國財管理所ニ、其ノ營業シタル場所並ニ其結果ノ報告ヲ提出スヘシ

第七條 河川又ハ河口上流ニ於テ營業シタル者ハ、其ノ發見セラレタル漁獲物ヲ悉皆沒收セラルヘシ

第八條 一千九百一年十一月二十九日發布ノ規則第五條及ヒ第四條ニ依リテ許サル、三名ノ傳授者ヲ除クノ外、船中ニ外國労働者又ハ水夫アリタルトキハ、一人毎ニ同規則第三十二條ニ依リ處罰セラルヘシ

第九條 營業者ハ營業ノ手續上ニ關シテ現行規則ヲ遵守スヘシ、之ニ違犯スル者ハ制規ノ處罰ヲ受ク

第十條 土人ノ使用スル漁業場ニ於テ、營業スル者並ニ免許證ヲ有セサル者又ハ外國船旗ヲ掲ケタル船ヲ以テ營業スル者ハ、一千九百二年六月十二日發布ノ法律ニ依リ密獵者ト同一ノ罰ヲ科ス

次に沿海州及び薩哈噠島に於ける漁獲高に就き、其國庫收入高と我が沿岸より重なる外國市場たる日本に輸入する高に照し、其額の如何に大なるやを見るに、一千九百年より一千九百

二年に至るの國庫収入高は毎年平均二十五萬留にして、其以前の一千八百九十七年より一千八百九十九年に至る三箇年の収入高一年平均九萬五千留なりとす、即ち國庫収入の短期間に増加したること拾六割三分なり、又た海産物の日本市場に輸入したる高一千八百九十九年より一千九百一年に至る三年間は毎年平均約二百二十萬「ブード」價格にして二百六十萬留なり。

前記の統計に依れば目下我が東亞露領海面の漁業の頗ぶる盛大なるを知るべし、然れども之に就て從來漁獲物は皆殆ど地方の市場に取りて需要の甚だしく、専ら日本にのみ輸入する廉價の一樣なる食品に製造せられたることを思はざるべからず、西伯利亞鐵道にして貨物の輸送方法を正確にしたらんには、性質上の關係に就て漁業の發達に有害なる影響を及ぼす日本市場の獨占販路は、自ら衰へて黒龍沿道地方の魚類及種々の高價なる海産物は夥しく歐洲市場に販賣せらるゝに至るべし、黒龍沿道地方の種々の魚類に富むと云ひ、其の食料品としての佳良なる性質と云ひ、營業の割合に容易なると云ひ、西比利亞及び歐洲市場に輸出せんが爲め、當地方の漁業を營まんと欲する企業家の多きと云ひ、皆其前途の多望なるを卜するに足る。

然るに今日海産物販賣の情態にては、當地方の海産物は生産的に利用せらるゝこと少し、薩

哈噠島に於て漁獲せらるゝ五百萬「ブード」の鯡の中、鹽漬製として地方の市場に販賣せらるゝもの僅に四千「ブード」餘にして、自餘の鯡は皆肥料ノ粕に製造せられ日本の米田を肥すに過ぎず、日本に於てノ粕の直段は「ブード」に付一留二十哥なり、而して此の「ブード」のノ粕を製するに約五「ブード」の鯡を要するが故に、生魚「ブード」の價僅に二十五哥に相當するに過ぎず。

鮭、鱈、「ニヤルカ」等の紅魚族も、「ニコライウスク」地方に於て樽詰鹽漬とし、黒龍沿道地方の需要に供するも其價格は魚の美なる旨き性質に比し甚だ廉にして、而も其他の紅魚は良市場を有せざるが爲め、皆非常の廉價にて日本に販賣せらるのみ。

是を以て當地方の魚を數倍高價に取引せらるゝ、西比利亞及び歐洲の市場に輸出販賣するの道を設けたらんには、當地方の漁業非常に盛大に赴き隨て總體地方經濟の發達に裨益せん。目下西比利亞及び歐洲の市場に海産物の多く輸出せざる所以は、輸送賃の高價なる爲め、土地の漁業家の該市場に對する販賣の方法を講ぜざるに依るのみ、若し一たび之が端を開き好結果を奏したらんには其例に倣ふ者陸續出せん。

故に初め成るべく魚と鹽の輸送賃を低廉にすること必要なり、鹽は當地方に於て甚だ高價にして、「ブード」六十哥以上なるも「アストラハン」漁場の如き八九哥なり。

此の如く黒龍沿道地方の漁業發達の目的の爲め、海産物及び食鹽の輸送賃を成るべく低廉にし、荷送人に成るべく便宜を與ふること亦極めて必要なり、之に就て最初の間鐵道は此輸送よりして利益を收めんことを期すべからず、他日輸出の道開くるに至らば、幾百萬「ブード」の海産物の荷は優に最初の經費を償ふに足らん。

附録二 膾膾の密獵保護問題

膾膾は貴重な海獸にして之が密獵保護は國際間の一大問題たり、北海の漁獵權我が獲得する所と爲るに於ては我國に取りて利害の干繋最も深かるべし、本編は露人某の實地に就き調査論議したるものにして、密獵保護問題に關し参考の好資料たるを以て此に譯載す。

海上に於ける膾膾漁業は其群の減少を來す重大の原因にして、海上に於て獵獲する膾膾の數は陸上の獵獲數に比して甚だ多きのみならず、海上に於て多數の膾膾の撲殺せらるゝもの、中には、牝獸多きを占るは同獸減少の原因なりとす、牝獸は露領各地方陸上に於ては嚴重に保護せられ、且撲殺の手續も整頓しあるを以て、一定の年齢の牝獸のみ撲殺せられ膾膾の牝の區別は明かにして、牝の棲息所に在るや常に牝を驚かす事なしに容易に追出すを得

るが如き位地に有るも、海上に於ては牝の區別なく撲殺するに依り牝の殺さるゝこと牝よりも夥し、北米合衆國政府は加奈陀英國人の抗議あるに拘らず、海上撲殺の状況を明かにせんが爲め膾膾皮を製造する者に就て質問し、密獵船の密獵を爲して歸りたるを精密に調査したるに、海上に於て撲殺する膾膾の總數の中牝の割合は六十二に對する牝の八十四なる事實を確めたり、而して此數は巴里仲裁裁判の證據に供せられたり、海上に於ては牝のみ獨り撲殺せらるゝのみならず、牝も亦同様に撲殺せらるゝを以て繁殖に害なしとの説を爲すものあれども是れ偏見なり、何となれば陸上に於けるの牝の撲殺が、單に國庫及び貸下人の利益を害するに過ぎざるべし、牝の撲殺に至りては縱令少數なりとも膾膾の群を害すると同一の理由に依り、海上に於ける密獵の牝の撲殺に由りて膾膾群に害を及ぼすや甚し。故に海上に在る間牝を區別すること能はざるに、密獵捕獲數の中牝最も多きは何故ぞとは當然起るべき問題なり、是れ牝の春季に南より北に赴く時には懷胎期の最後なるを以て、身體の運動自由ならざると且甚しく睡眠を食り牝よりも眠ること無論深き故、睡眠せる膾膾を狙ふ密獵者の捕獲する所となるに依るなり、又夏季には牝は仔獸を養ふが爲め多食せざるを得ざるの必要に迫られ、屢々遠く島を離るゝもの亦是れ密獵者の捕獲する所と爲るものなり、牝の死は膾膾の群の繁殖上に最も有害なる影響を及ぼすものにして、殺されたる

る牝の數に依りて臘腦臍群の直接減少するは勿論、牝の撲殺せらるゝと共に其仔獸の年々餓死する割合を以て、蕃殖を害することを思はざるべからず、春に於ては孕みたる臘腦臍は撲殺せられ、夏には陸上にて生れたる仔獸は其牝獸の歸り來らざる場合に於て必ず餓死するを免れず、臘腦臍の牝の性質たる唯自己の仔獸を養ふのみにして、其子の死したる場合に於てすら他の子に乳を與へず、牝は食物を得て島に歸れば餓えたる多くの仔獸群り來り牝に就くも、牝は嗅ぎて其中より自己の子供を見分け之に乳を與へ、他のものは一切排斥するを以て海上に於て撲殺せられたる牝の不幸なる仔獸は、屢々歸り來れる牝に就て飢を凌がんとするも、遂に其甲斐なくして死するに至るや疑なし、斯の如き臘腦臍の仔獸の斃れたる屍は、常に棲息所に堆積し年々其數の増加するを見る、例へば「ネターネゲル」氏の如き一千八百九十五年の八月「ペーリング」島の北方の一棲息所に於てのみ臘腦臍の仔獸の死したる屍千二百五十匹を發見し、此屍の外猶喘々として生命を保つも甚だ衰弱して、遠からず餓死せんとするの情態のもの亦少からざるを見、其死體に就て検査したるに皆餓死に依ること毫も疑ひなかりしと云ふ、氏は之に就て結論して曰く、其母獸陸上に於て撲殺せられたるものと認めざるべからずと。

千八百九十一年以降北米合衆國政府並に露國政府が、臘腦臍獵業新貸下契約の價格を高めた

る時より密獵は發達したり、最初の貸下價格は低廉なりしを以て海上密獵者に左程巨大の利益を與へざりき、別表乙表に密獵の額と其場所とを明示す。

此表は米國の調査委員が非常の苦心を以て税關の報告、船舶の帳簿、販賣報告及び其他最も信用を置くべき材料に依りたるものなり、本表に依るに密獵の最も甚だしきは米國側の臘腦臍にして、春秋の二季に大陸の北西沿岸に於て、夏期には「ペーリング」海即ち「ブライロン」諸島附近に於てしたるものなり、而して其捕獲數千八百五十五年前には毎年大約左の如く變更したり、即ち千八百六十八年乃至千八百七十八年には約五千匹（但し千八百七十一年には殆ど一萬七千匹密獵せられたり）、千八百七十九年乃至千八百八十一年の間には毎年約八千乃至一萬四、千八百八十二年乃至千八百八十四年には約一萬五千匹にして、同年以後に於て密獵は俄然發達したり。

初め米國側の臘腦臍に對し密獵の盛んに行はれたる所以は、第一には臘腦臍の群は露國側の群より多く、且米國産の臘腦臍の毛皮は常に露國産のものより高價を保ちたると、第二には密獵者たる英米人は成るべく自國に近き場所に於て獵獸せんとしたるに依るなり、密獵者が露國の臘腦臍に眼を注ぐに至りたるは漸く千八百八十六年の事なり。

千八百九十二年及び同九十三年に於て「ペーリング」海に於ける米國の臘腦臍の群は所謂暫定

條約の下に保護せられたり、暫定條約とは英國及北米合衆國政府が或爭議問題を研究解釋するまで、太平洋の東部に於て年中一定の期間自國人民に一切海上獵業を爲すを嚴禁し、「プリプリロフ」島に限り人民の食料に供する爲め、七千五百疋を限り捕獲することを許すことを約したる暫定協商なり、此事情ありたると且つ露國が右協商に加はることを謝絶したるに由り、密獵を以て利を得るに慣れたる英米人は隣りの露國の海面に侵入し、露國の妨害せざるに乘じ公々然露國臘臍を撲殺したり、密獵者は此の如く露國領海に侵入するに及んで、英米の軍艦の巡邏する「ベリリング」海の東部方面よりも安全なるを感じたるより、其捕獲高の平均約一萬匹のもの俄然膨脹して七萬九千匹となりたり。

我輩は此に捕獲總高に照し密獵が常に營業貸下人の自國政府に納むる税額と對比して發達したりと斷言するを得、例へば千八百六十八年に於ける密獵高四千匹、同六十九年に於て四千匹同七十年に於て八千疋に達したるのみ、何となれば此の米國人の所謂「エンテルレグニユム」と稱する時代に於ては、島に於ける營業は自由なりしが故に之れより多く密獵すること能はざりしなり、然るに千八百七十一年貸下の價格を定められ、陸上の獵業法整理せらるゝに及んで密獵高俄に發達したれども、其後貸下條件の價格低廉と爲り密獵の巨利を博すること能はざるに及んで再び五千匹に減じたり、斯の如き事七年間繼續し、其間に於て露米の貸

下專賣人は臘臍毛皮の流行を圖り、其需要高を増加したるに依り密獵も亦之と共に發達し始めたり、千八百八十三年「コンマンドルスキ」諸島の貸下料少しく高められ、其後「ハツチンソンコール」商會が貸下條約の期限を更に二十年間延期のことを交渉し、一獸皮の値段を殆ど九留にまで高むるに及び、夙に貸下人の舉動に注意し居たる密獵者は、貸下契約人が國庫に多くの税を支拂ふことを承認するほど、臘臍皮の賣買は自己に取り更に有利なるべきを預想して密獵事業を著しく擴張したり、此理由に依り千八百九十一年露國及び米國政府が、新たに高額の税を課する貸下契約を締結せし時より（但し一獸皮に就き十五留三十七哥及び十九留二十三哥）、海上の密獵は實に驚くべき程の速度を以て膨脹し千八百九十四年には未曾有の盛況を呈したり。

海上に於て撲殺せられたる臘臍は直ちに水に溺れ、獵師が其の極めて附近の場所に在るにあざれば之を捕ふること能はざるが故、密獵船より遠く隔つる場所に於て傷を受けて空しく死する者多きを以て、海上に於ける密獵高約十五萬の巨額に達するも、未だ此の高のみを以て密獵者の臘臍の祥に加へたる損害の程度をトすべからず。

千八百九十四年の季節に至りて反動起りたり、當時市場に出す獸皮の數非常に多きに過ぎたるを以て（千八百九十年乃至九十四年の五箇年間に、密獵獸皮の數のみ殆ど三倍したり）臘

膾膾の價格は著しく下落し、贅澤品たる性質を失ひ、左なきだに膾膾群に對し亂暴に惜氣もなく撲殺したるに由り、獸皮の平均價格著しく下落したる爲め密獵有利と爲らざりしより密獵業も衰退したり、爰に於て露米兩國政府は貸下人の情狀を斟酌して、其税を低減したれども膾膾群は衰頹して今日に至れり、陸上に於ては充分保護の規則を履行するに拘はらず、其群殆ど全滅に近きと海上に於て依然密獵行はれ居るとに由り、陸上の營業捕獲高甚だ尠し、彼の密獵者の捕獲數は、兎に角「アレック」土人の島に於て撲殺する高より多きこと疑なし、就中何等の保護方法をも設けられず、舊敵英米人の外更に日本人と云へる新敵に逢ひたる露國膾膾の狀態は更に憐れなり、海上の密獵數に關する統計的報告は何人も之を編する者なく、而して膾膾の群は年々益々減少しつゝあり、數百萬を以て數へたるもの今は僅に數千を以て數ふるに至りたれば、遂に其の群の減少して數百となること亦遠からざるべし。太平洋に於て最も高價なる膾膾群の現狀は、以上述べたる如くなるを以て我輩此に此の如き衰頹を來したる政府の處置に就て一言せん。

膾膾の種類並に膾膾群を保護する問題は常に北米合衆國の提議したる所にして、同政府は輒近十五年間に同保護法に關し一定の結果を達せんが爲め非常に盡力したり、同政府は千八百八十七年已に「ベリソング」海に於て、密獵船防禦の爲め國際間の協商を遂ぐべき問題

を提議したり、米國の此問題を起したる所以は、千八百九十年に至り「ブリンピオン」島の獵業貸下期限終りを告ぐるを以て、米國政府は將來同島の貸下條件を自國の爲め有利のものとなさんと欲したるより國際協商を遂げ、審かに膾膾群を研究するに於ては其收入額を確定し、新條約に於て獸皮の價格を更に市場の實價に相當して制定するを得べしと豫期したるに依るなり。

露國は膾膾群を保護し其獵業を整理するに就ては米國と利害の感を同らするを以て、米國は露國政府に對し前記の爲め開始せんとする國際協商に與からんことを申込み、之が爲め當時露領諸島の獵業貸下人に對する契約延期は中止せられたり。

序てながら此に一言すべきは、「コンマンドルスキー」諸島は、當時米國「ハッチンソンコー」商會の貸下となり、同商會は政府に捕獲獸の皮一枚に就て僅に一留五十哥の微々たる税額を納めたるのみならず、千八百七十一年同商會と條約の締結したる後、間もなく同條約の條件が商會に取りて非常に有利なるを認めたるを以て、千八百八十三年獸皮の價格少しく高められ、千八百八十七年に國際協商の問題起るに當り再び契約の條件を變更し貸下價格を毎年十萬留とし、膾膾皮一枚に付き千八百八十七年より七留宛と爲さんとの見込なりしが、「ハッチンソンコー」商會は斯かる高價の税額たりとも、二十年間の新契約直ちに締結せら

るに於ては之を納むることを承諾すべしと云へり、然れども此の新契約は締結せられず、米國政府の提議は我政府の充分同意を表する所となりたり。

前記の問題に關する國際會議は千八百八十八年倫敦に開設せられ、其會議の結果露米兩國に取りて不利なりき、初め毫も好結果を得るを妨ぐるもの無かりしが如くに思はれたりしが、後に至り「サリスベリー」侯が結局の決議を爲すに先だちて、加奈陀獵業者の説を徵すべしとの要求を爲したる爲め會議は中止せられたり、而して加奈陀獵業者は素より豫期せられたる如く、海上の臘腦臍獵業は同獸の群に害を及ぼさざるものにして、唯密獵者の臘腦臍棲息所に侵襲撲殺するもの同獸の繁殖に害あるものなりとの説を主張したり、此説は英國政府の賛成を表したる所にして、同問題に關する爭議は甚しく國際會議の進行を妨害し遂に全く中止するに至れり。

此後米國大統領の改選終りたる後米國國務卿「ブレン」氏は露米兩國の利益相等しき點より打算し、露國に向て領海以外に於ても臘腦臍密獵を許すべからざることを露米兩國同文を以て宣言すべしと提議したりしが、露國外務省は之を以て國際法の原義に悖るものと認め、英國と高藤の起るを避けんとして米國の提議に應ぜざりき、米國は果して此の如き宣言を爲したりしや否は明かならずと雖も、要するに間もなく米國に英國公使の新任せらるゝと共に、英

米の間に再び臘腦臍獵業を密獵より防ぐことに就て談判開始せられ、二國政府の間に所謂禁制期と稱する理論に基き、五月一日より十一月三十日に至るの期間海上に於ける臘腦臍獵業は、何れの國の船舶に拘らず之を行ふ事を禁じ、軍艦をして之が監視を爲さしめ、同期間に於ては獵業者何等の口實を以てするも、「ペーリング」海の區域内に於て決して臘腦臍を撲殺すべからざる契約を締結せんとしたり、當時新聞紙上に前年よりも更に多數の船舶を襲撃して、英領「コロンビヤ」より翌年春臘腦臍獵業に出でんとする説傳はりたるに依り、露國政府は前記の契約に加入すべしことを申込みたるものにして「ブレン」氏の提議を採用せんとしたり。前記の條約を締結し禁制期を確定せんが爲め華盛頓に國際會議を召集することに關する英米間の談判は、千八百九十年の初に開始せられたり。

同會議には露國は勅命に由り米國駐在露國公使「スツルウエー」氏をして自國の代表者として參與せしめ、其の第一回會議は千八百九十年二月十日より二十二日の間に華盛頓に於て開會せられ、禁獵期適用期限に就き審議したり、後に至り加奈陀航海及び漁業大臣亦同會議に列せしが、同氏の出席せし時より甚しき異論起り其結果として、英國公使は討論中の問題は更に審に研究調査を要し放海に於ける臘腦臍獵業は同獸の種類を保護せんが爲め、果して如何なる程度まで制限すること必要なるやを調査するの必要ありとし、之が爲め同事業に關係あ

る露米英三國の委員を以て混成委員會を組織し、爭議問題を實地研究せしめ二箇年の後同委員會の決議を前記三國の政府に提出せしむべく、其時に至るまでの間は臨時の保護規則を制定して可なるべしと主張したり、然れども露米兩國の代表者は之を以て國際會議の終局の決議を長時間延期せんとする野心に出でたるものと認めたるを以て、固より英國代表者の提議に賛成せざりき、米國々務卿「ブレン」氏の確乎たる結果を得んと欲し、露米兩國政府は臘臍業が兩國の領土の區域内に有るものと認むるを以て、兩國同文を以て英國及び其他の各國に向ひ、凡そ「ベールリグ」海に於て臘臍業を營むの船舶に對し、露米兩國が自己の領土内に實施する法規を適用すべしとのことを宣言せんとしたれども、露國公使は自國政府より斯かる宣言を爲すべしとの訓令を受けざりしを以て、「ブレン」氏は同件に關し露國が米國と共同運動を爲すの望みなきを看破し單獨に談判を繼續したり、「ブレン」氏は華盛頓駐劄英國公使「バウセホット」氏に向ひ公文を以て、千八百六十七年米國が露國より北米領土を獲得すると同時に、露國が千七百九十九年十二月二十七日發布の露帝「ボール」二世の勅令、及び千八百二十一年九月四日發布の「アレキサンドル」一世の勅令に基き、露國が「ベールリグ」海に於て利用したる特種の權利も北米合衆國に移轉したりと忠告したり。然れども同勅令に關する斯かる解決は「サリスベリー」侯の排斥する所となり、「ブレン」氏は

遂に臘臍及び同獸獵業並に同獸保護の問題を廣く研究せんが爲め、英米兩國の委員を以て調査委員會を組織すべしとの英國の提議を採用するに至れり、當時露國にても代表者を同委員會に参加せしむべしとの提議を受けたるに拘はらず、露國は此提議を採用せざりき。

北米合衆國は英國と談判を繼續して遂に千八百九十一年六月十五日、兩國全權委員は華盛頓に於て暫定協商に調印し、其結果英米兩國の政府は兩國人民に向ふ一年間即ち千八百九十二年五月末に至るまで、「ベールリグ」海中千八百六十七年、露米兩國政府の間に締結したる條約を以て區劃したる、分界線以北に在る部分に於て臘臍を撲殺することを禁じ、且成るべく之を妨害することを約束し、此禁令に違反する人民並に船舶は拘留の上其國の官吏に交付し犯罪を糾問して罰を科することゝしたり。

英國は此協商に調印するに先だち聖彼得堡駐在英國大使をして、露國政府に向ひ露國々旗を掲揚して航海する露國船並に露國臣民に前記の區域内に於て臘臍を撲殺することを禁じ、英國官吏に禁令違反の船舶を拘留する權利を委任せられん事を提議したり、同提議の理由とする所は、「ベールリグ」海の東部に於ける臘臍撲殺營業の減少は、其西部に來る同獸の群に好影響を及ぼすべきを以て之を禁ずるは露國の直接の利益なるべしと云ふにありき。

露西亞は國財省、海軍省及び外務省の代表者を會して此提議に就き審議せしめたるに同委員

會は英國の謂ふ所の利益あるを發見せず、反て千八百六十九年區劃制定したる分界線以東に於ける捕獲營業の減少は、自然「ベールリング」海以西密獵船の盛んに密獵する方面の獵業を擴張するのみにして、隨て「コンマンドルスキー」諸島に來る米國の臘腦臍群と何等の關係なき露國の臘腦臍群が、之に據りて絶滅せらるゝ大危険あるものと認められたり、此弊害を避けんが爲め露國政府は自國の臘腦臍群を保護せんが爲め軍艦を派遣することに決したり、此軍艦派遣の必要は夙に認められたる所にして、「コンマンドルスキー」島の貨下人は營業者手の初年よりして、其の競争者たる多數の密獵者の害を防がんが爲めに軍艦派遣のことを請願したり。

千八百九十二年二月十四日「アレキサンデル」三世は、大藏大臣の建議に基き露國領海内に於ける臘腦臍營業保護法を制定し、就中放海に於ける臘腦臍密獵の豫防に關する國際協商を遂ぐるの速かならんことを望むの勅令を發せられたり、此勅令に基き露國參事院に新法律案提出せられ、同院に於て審議の上千八百九十三年四月十九日左の如く決定せられたり。

第一 現行の法規を改正増補して制定する所左の如し

海上臘腦臍獵業は之を全禁す陸上に於ける臘腦臍撲殺捕獲並に一般の營業は、之が爲め定めらるゝ所の條項に基き政府の認可を得るもの限りて許可せらる

第二 刑法第九百二十一條に第二項を追加すること左の如し

海上に臘腦臍獵業を爲し並に陸上に於て擅に臘腦臍獵業を爲すに於ては該犯則者は二箇月乃至一年四箇月の禁錮に處す

獵具捕獲物及び營業に供したる船舶は總ての財産目錄並に貨物と共に沒收す

第三 黒龍江沿道總督管理條例第三百三條に左の一項を追加す

「コンマンドルスキー」及び「チュールニ」島に起る所の刑事及び民事事件並に禁止せられたる臘腦臍營業違犯處罰事件は浦潮斯德地方裁判所の所轄とす

此法規は其條文の明白嚴重なるに拘らず未だ嘗て適用せられたることなく、且つ適用する能はざることは深く遺憾とする所なり、是れ主として本條例を適用すべき露國臣民が決して海上に於ても陸上に於ても臘腦臍の密獵を營みたる事なく、而して外國人に至りては此法規は左の理由に據りて大半適用するを得ざりき、即ち外國人の海上獵業は領海區域以外に有るを以て、全く合法的にして危険を冒し島嶼に近づき臘腦臍棲息所に侵入したる冒險者甚だ少きを爲め、「コンマンドルスキー」諸島の附近に於て多く撲殺するに拘はらず、法律の違犯者は極めて尠きに依るなり、且偶々密獵船及び密獵者の捕縛せらるゝことあるも、英國との協商に因りて同密獵者に對する法律適用は、英國の裁判に屬するを以て捕縛せられたる船舶及び人

民(加奈陀英人)は、常に日本駐劄英國領事に引渡したるも、同領事は一回も違犯者に罰を科したることなし。

千八百九十三年には臘肭臍の國際的保護に關する重要なる數箇の條約は締結せられたり、第一に擧ぐべきは英米兩國政府の間に起りたる、五箇條の爭議問題に就き巴里に於て行ひたる仲裁々判事件なり、同裁判は千八百九十三年八月十五日の決議を以て之を解決したり、但し露國は此仲裁裁判には與からざりき。

次に擧ぐべきは同年五月二十二日巴里仲裁々判の進行中露國外務省の英國と締結したる左の協商なり。

第一條 英國政府ハ千八百九十三年中自國臣民ニ「ベーリング」海方面及ビ太平洋北部ノ露領沿岸ニ沿フ十哩ノ間、並ニ「コンマンドルスキー」及ビ「チュートレニ」諸島附近三十哩ノ區域内ニ於テ、臘肭臍獵業ヲ禁ズルコトヲ約ス

第二條 本規則違犯ノ船舶ハ露國巡洋艦ヲ以テ捕拿シ、英國軍艦ニ交附シ若クハ附近ノ英國官吏ニ引渡スベシ、萬一捕拿スルコト困難ナル場合ニ於テハ、露國巡洋艦ハ船中ノ文書記録ノミヲ押收シ、之ヲ附近ノ英國官吏ニ引渡スカ或ハ英國ノ軍艦長ニ交附スベシ

第三條 本則違犯ノ船舶ハ英國普通裁判ニ附スベシ

第四條 露國政府ハ陸上ニ於ケル臘肭臍獵業高ヲ三萬匹ニ制限スルコトヲ約ス

第五條 協商ノ實施ニ關スル報告材料ヲ集收センガ爲メ、英國政府ノ代表者ニ豫メ露國政府ニ通牒シタル上、短期間露領諸島ニ到來スルヲ許ス

此協商には暫定の性質を附せられたり、此協商の主なる價值は露國が「コンマンドルスキー」諸島に於ける臘肭臍獵業を三萬匹に限り、英國政府の代表者の島嶼に到來するを許諾したる代りに、同島附近に三十海里の保護區域(理論上生殖場に來襲を防ぐもの)を設けたることと「ベーリング」海及び太平洋北部方面に於ける露領沿岸に沿ひ、十海里の保護區域(但之は重要な價值を有せず)を制定したることにして、其の主なる缺點は密獵者の裁判を英國官吏の手に附したることなり、後に至り實際證明せられたる如く、英國官吏は自國臣民に對し犯則の罰を科する必要を認めたりき。

此協商の千八百九十三年の夏季間に於ける實施は、其缺點と共に有益なる效力をも發顯したるを以て、同年の末外務省に「カプシテン」氏を議長とし、外務省、海軍省及び國庫省より出たる委員を以て一つの委員會を組織したり、同委員會の審議すべき問題は三項にして、即ち第一 臘肭臍保護に關し英露の間に締結したる協商は、千八百九十三年實際如何に適用せられたるか

第二 露國にして巴里仲裁々判の議決に加入する談判を開始することを望む場合に於ては前記の協商は何れの時日迄延引すること望まじきか

第三 概して露國が巴里決議に加入すること可なりや否

委員會は第一項に就ては臘肭臍の海上及び陸上に於ける生活及び習慣の最近觀察に照し、協商の條件を審議したる上臘肭臍群の來る諸島附近三十海里のみを保護する協商は、無論目的を達するものにあらずと認めたり、何となれば牝獸は沿岸を去ること百二十海里乃至百五十海里にして、時として二百海里に達することありて密獵者の獵する所となればなり、巴里仲裁々判の議決に加入する點に就ては、委員會は同加入は望まじきことなりと雖も、禁制の區域を露國の領海にも及ぼすことの條件を附するを以てすべしとしたり、此外同委員會は「コンマンドルスキー」諸島及び「チュールニ」島附近を航海する、露國巡洋艦に與ふる訓令の草案をも制定したり。

次で千八百九十四年四月末に露、米兩國政府は、「ベールング」海及び太平洋北部に於ける臘肭臍獵業に關する暫定條約を、制定することを目的としたる協商に調印したり、米國政府は自國臣民に太平洋の露領沿岸に沿ひ、十海里の區域内及び「コンマンドルスキー」並に「チュールニ」島附近三十海里の區域内に於て、臘肭臍獵業を禁じ同禁令を犯したる船は露國巡洋艦を

以て之を停止する事とし、露國政府は諸島に於て三萬匹を限りて撲殺することゝしたり。

本協商は臨時の處置として締結せられ、將來二國中の何れかに於て協商の効用を繼續するを望まざる旨を通知するに於ては、之を變改するを得べきことゝしたり。

此時米國政府より巴里仲裁々判の議決に加入すべきことを提議せられたる件に付き、關係の諸官省に於て審議中たりしを以て、大藏省は露國にして其提議に應ぜんとせば巴里仲裁々判の議決にて、「ブリゾイロフ」諸島附近の六十海里の保護區域を設けたる例に倣ひ、「コンマンドルスキー」及び「チュールニ」諸島附近にも同一の區域を設け、火器の使用は「ベールング」海の西部に於ても使用することを禁じ、同方面にも四月一日以後の禁獵期を設けることを必要なりと主張したり。

露國は遂に巴里仲裁々判の議決に加入せざりしが、序ながら爰に他の海上に於ける臘肭臍保護を目的とし、同じく實行するに至らざりし處置に就て一言すべし。

其處置とは當時「コンマンドルスキー」諸島に來る臘肭臍の群を保護し、以て露國の利益を圖ることに就き、日本と單獨の協商を締結すること必要なりとの問題提起せられたることはなり、臘肭臍の群は千島諸島附近（北緯四十五度及び三十四度の間）に越年しつゝ、常に海上に於てのみならず棲息所に於て牝牡の區別なく日本の密獵者の手に依りて撲殺せらるゝもの

多し、露國は各國の間に海上に於る臘腦臍撲殺禁止の協商を遂ぐるを俟たず、日本と同様の協商を遂げ、以て兩國共に自國臣民の海上に於て臘腦臍を撲殺することを禁ずるのみならず、密獵船に雇はるゝを禁止する事とし、日本にも亦臘腦臍保護の目的を以て、自國の臘腦臍棲息所に露國の行ふが如き營業法を實施せしめ、政府の官吏をして之が營業を監督せしめ、牝牡を撲殺することを約せしめんとしたり、此協商は兩國の利益たりしならんも、遂に締結するに至らざりしを以て、將來も亦米國及び英國と締結したる前記と同様の協商を實施することゝしたり。

千八百九十五年聖彼得堡に於て、各省の間に臘腦臍保護に聯關する各種の問題を解決することを目的としたる若干の委員會開かれたり、其中に此に擧ぐべきは「カプシテン」氏を議長とし米國政府の新提議を調査したる委員會なり、同提議は現行臘腦臍保護法は不充分にして同事業に利害關係ある、露、米、英、日の四箇國の専門的代表者を以て混成委員會を組織し、之をして臘腦臍の棲息する場所を視察せしめ、其探險の結果並に臘腦臍獵業整理の爲め實施すべき處置を政府に報告せしめんと云ふにあり。

之と共に米國政府は前記委員の探險調査するの間、巴里仲裁々判の議決を米國と亞細亞との間の太平洋北緯三十五度以北全體に實施せんことを提議したるに由り、「カプシテン」氏を議

長としたる委員會は、前記の如き國際委員會の設置せらるゝに於ては、縱令暫時たりとも露國に取り有利なる海上の臘腦臍獵業禁止の目的遂げらるゝを以て、之が設置には同意を表して可なるべしと決議したり。

此外此に擧ぐべきものは千八百九十五年十二月十二日、同じく臘腦臍保護問題に就て協議したる會議なり、同會は外務大臣「ロバノフ」公爵を議長とし、海軍大臣、大藏大臣、農務及び國財省大臣、米國駐在露國公使、黒龍沿道總督、外務省亞細亞局長を以て組織したりしが、此高尚なる會議の結果は左の決議に現はれたり。

- 第一 英國及び米國と締結したる現行協商の効力を保護する問題は、専門家をして營業の點より同協商の實際上の價值を研究せしむるまで其儘と爲し置くこと
- 第二 英國との現行臨時協商改正に關し倫敦政府と交渉を開くべきこと
- 第三 同時に米國政府と放海に於ける臘腦臍保護の最良の方法を設くることに就き協議を遂げ、後に至り兩國共同して日英兩國にも其決議に加入することを提議すること
- 第四 協商を遂ぐる方法盡き而して英國と交渉談判の進行上、爭議問題明白となるに於て

は、國際仲裁々判を以て該問題を解決するが爲め我より進んで充分の盡力を爲すべき事此後間もなく千八百九十五年より同九十六年に亘るの冬に、東部西比利亞行政部代表たる黒

龍沿道總督「ゾホウスコイ」中將、沿海州軍務知事「ウンテルベルグ」少將露京に滞在したるを以て、兩氏列席の上前記の決議を更に審かに審議することに決し、該委員會は農務及び國財省大臣議長の下に、千八百九十六年二月十六日及び十七日の兩日、相會して露國に於ける臘臍營業の點より、當時外務省が倫敦及び華盛頓政府と開始したる交渉談判の終結する以前に、當時右二國と締結したる現行臨時協商を繼續すべきか、又前記兩國政府に對する交渉談判に對し、露領臘臍獵業の利益を充分に守るの目的を以て、如何なる方針を執ること可なりやの問題に就き討議したり。

委員會は年々臘臍群の衰滅すること、密獵の擴張すること並に諸島の附近三十海里の區域内に於て、臘臍を保護する現行處置の不充分なることに意を注ぎ左の決議を爲したり。

- 第一 英國との現行暫定協商の繼續は新協商を遂ぐるに至るまで望まじきこと、而して新協商は直ちに倫敦政府と交渉を開始し、成るべく速に之を締結するに盡力すべきこと
- 第二 新協商には、(甲)「チューレニ」島及び「コンマンドルスキー」諸島の禁獵區域を二百海里に擴張すること、(乙)北緯三十五度以北の太平洋方面内に於て銃器を以て臘臍を撲殺することを全然禁止すること、(丙)海上に於ける臘臍獵業の禁獵期限を四月一日より十月三十日と爲すことを以て其方針とすること

第三 若し英國との協商一年の間に於て望まじき結果を得ざる時は、再び我々露國人も目下

英人の獨占に歸し居る海上の臘臍獵業を營む手段を探る可きや、或は棲息所に於ける現行の營業數の制限を變改すべきやの問題を議すべきこと

(千八百九十四年七月一日發布の法律の主意に據れば、領海以外の海上に於ける臘臍獵業は露國臣民にのみ禁ぜらるゝものとす、然も島に於ける臘臍群の保護法は、徒らに密獵者たる外國人をのみ利したるを以て、一時我國に密獵者に利益を與ふる代り、成るべく多く臘臍を捕獲して利益を占むること可ならずやとの意見を主張したるものありたり)

此後米國政府との談判進行に就て思はしからざる報道に接したるを以て、前記委員會は同一の組織を以て更に集合したり、蓋し米國は英國の讓步を利用して豫期したるが如く其讓步を露國に及ぼさず、英國と單獨の協商を遂げんとしたるに依りてなり、國際間の協商に就ては同會議は臘臍問題に對して日本をも加入せしむるを以て得策なりとし、日本と協商を遂げたらんには英國との談判進行上にも好影響を及ぼすべしと看做したり。

千八百九十七年四月、農務、國財省大臣議長の下に同一の問題に關し再び協議したり、同會議は近き將來に於て露國の採るべき方針を定むるに止まり、而して其方針に就ては豫め外務

省代表者の同意を得たり其の方針左の如し。

第一 千八百九十七年禁獵を實施すべしとの米國政府の提議は實際實行する能はざるを以て之を排斥すること

第二 臘肭臍營業の保護條例を制定せんが爲め露、米、日、英の代表者を以て聯合會議を召集すべしとの事には、將來自餘の國々にも該聯合會議に於て議決せんとする決議に加入せしむる條件を以て同意を表すること

第三 數年間禁獵期を設けることには豫め同意を表するも、之を設くるは聯合會議召集後に於てし、且つ禁獵期中と雖も露國領諸島に於ては同地の人民及び犬の食料に必要な臘肭臍の數(約八千匹)を撲殺することを許すの條件を附すべきこと

第四 巴里仲裁々判の標準たるべき協商には同意を表するも、(甲)「チユーレニ」及「コンマンドルスキー」諸島附近の禁獵區域を二百海里まで擴張し、(乙)太平洋中千島及び「コンマンドルスキー」諸島並に日本沿岸に沿ひ、北緯三十五度に至るまでの方面全體に於ては銃器を以て臘肭臍を撲殺することを全禁し、(丙)海上に於ける臘肭臍獵業の禁獵期を五月一日よりとせず、乃ち四月一日より十月三十日に至る期間と制定する條件を附すべきこと

前記臘肭臍保護の問題を研究したる委員會の外、更に農務、國財省大臣の命令に従ひ、露國臘肭臍營業會社の貸下料金(千八百九十一年の契約に由り、一枚に就き金貨十留三十八哥と定められたり)低減の請願審査の爲め、編成せられたる(千八百九十七年四月)委員會の事に付一言せざるべからず。

諸島に於て捕獲する臘肭臍の數の著しく減少したると、密獵防禦の方法絶無なると共に海上に於ける密獵の擴張したるとは、露國臘肭臍營業會社の請願の原因なりき、實際千八百九十一年より千八百九十七年に至るの間貸下條件に一大變更を來したると、就中市場に密獵者の捕獲したる臘肭臍の數非常に多く現はれたるとに由り、「コンマンドルスキー」諸島の臘肭臍皮は倫敦の競市場に於て、到底何等の税をも支拂はざる密獵者の販賣する獸皮と競争を保つ能はざるに至れり、加之北米合衆國政府も「ブリブイロン」諸島の貸下人をして新競争者と闘はしめんが爲め、臘肭臍の皮一枚に對する納付金を三弗六十仙にまで減じたり、露國の前記委員會は三回の協議を遂げたる後、臘肭臍皮一枚に就き左の割合を以て納税せしむること、なしたり。

一年二萬枚以下の捕獲獸皮に對しては一枚毎に金貨六留宛
同 二萬乃至一萬五千枚に對しては同じく八留宛

同一萬五千以上に對しては同じく十留宛

露國臘膾營業會社は千八百九十八年七月八日より此稅額に依りて納稅したり。

此後國際間の臘膾膾獵業保護に關する事件は、千八百九十七年十月一日華盛頓に開設したる國際聯合會なりとす、之に列したるは露、米、日の代表者にして、英國政府は之に加入することを謝絶したるを以て同國代表者は此會議に列せざりき、米國政府は左の三箇條の中の一を採用せんとしたり。

第一 「ベering」海及び太平洋に於て亞米利加亞細亞兩大陸の間、北緯三十五度以北の海上に於て臘膾膾の撲殺を禁ずること能はざる場合に於ては、臘膾膾棲息所の有る露領

第二 放海に於て三箇年乃至五箇年臘膾膾獵業禁止に就ての協商を遂ぐることを、但し之れに就き若し第一條の協商を遂ぐることはざる場合に於ては更に嚴重なる保護の處置を制定するを約すべきこと

第三 若し前二箇條に就き協商を遂ぐることはざるに於ては、臘膾膾棲息所の有る露領及び日本領諸島の附近に於て、保護區域を六十海里以内に制定し、四月一日若くは五月一日より十月十五日に至るまで禁獵期を定むること、並に其他巴里仲裁々々にて制定したる保護方法を設くることに就き協商を遂ぐることを

此國際會議に於て討議したる主なる問題は、海上臘膾膾獵業の禁止區域とすべき緯度禁獵期の長短並に密獵者をして、永久に其の業を廢せしむるに就てのみに關する補償問題なりき、委員は各々自國政府に交渉したる後十一月五日協商に署名し、其の結果として各條約は自國臣民に、太平洋北部の海上領海以外に於て、「ベering」海、「オホツク」海、堪察加海に至るまで本條約締結の日より、一年間臘膾膾及び臘虎の撲殺を禁止するを約すること、各國は此禁令をして國民に對し有効ならしめんが爲め充分盡力すべきこと(第一條)、本條約は英國の此協商に加入する承諾を表したる後直ちに効力を有すべきこと(第二條)となりたり。

此協商の結果は英國の聯合會議に與かるを謝絶したると、日本政府の狀態治外法權制度に依り外國人をして日本の裁判に服従せしむること能はざる爲め、英國臣民の海上臘膾膾獵業を禁ずる法律を實行するを得ざるとに由り甚だ微々たるものなり、加之海上の臘膾膾獵業を全く禁ずるに於ては、日本は同業を營む船主に對する獎勵法を變改するを得ざりしならん。

英國政府の承諾を得ることは米國政府其任に當りたりしも、米國は此外交談判の終局の結果を得るを俟たず、自國の毛獸保護の手段を執らんとして、千八百九十七年十二月八日左の法律を發布したり。

第一條 合衆國人民及び合衆國ノ國旗ヲ掲グル船舶ニ屬スルモノ、並ニ船上ニ在ルモノハ

何人タリトモ時期ノ如何ヲ問ハズ又其方法ノ如何ニ拘ハラズ、北緯三十五度以北ノ太平洋海上ニ於テ「ベリリング」海、「オホツク」海ニ至ルマデ、如何ナル臘肭臍ヲモ撲殺捕獲又ハ統殺スベカラズ

第三條 合衆國民及ビ前記ノ人々ハ何人タリトモ前記海面ニ於ケル臘肭臍ノ撲殺捕獲及ビ銃獵ヲ爲スガ爲メ使用セラレ、若クハ雇入レラル、船ヲ機裝シ使用シ雇入レ、又ハ其ノ機裝使用若クハ雇入レニ助力スベカラズ、且ツ合衆國ノ船舶ハ決シテ其使用若クハ雇入レニ應ズベカラズ

第三條 本條規違犯ノ者ハ一犯則毎ニ二百弗以内ノ罰金若クハ六箇月以内ノ禁錮ニ處セラレ又ハ兩者ヲ併セ課セラレ、其船舶及ビ船具並ニ貨物ハ其何時本條規違犯ノ行爲ニ使用若クハ雇ハレタルニ拘ハラズ、合衆國政府之ヲ沒收ス

第四條 若シ合衆國船舶ニシテ本條規履行ノ海面區域ニ於テ船中ニ臘肭臍ノ皮若クハ肉ヲ積ミ、又ハ臘肭臍ノ撲殺或ハ營業ノ爲メ使用スル物品ヲ搭載シアル事ヲ發見セラレ、時ハ、裁判官ヲシテ満足セシムルニ足ルノ反證ヲ舉グザル限リ、其船舶ハ臘肭臍撲殺ニ使用若クハ雇ハレ、其器具ハ本令違犯ノ行爲ニ使用セラレタルモノト認メラルベシ

第五條 本令違犯ノ所爲ハ「アラスカ」地方裁判所、或ハ其他ノ合衆國「カリフォルニア」「オ

ゴン」又ハ華盛頓州ノ地方裁判所ニ於テ裁判セラルベシ

第六條 千八百九十四年四月六日發布ノ條例第六條ニ由リ、沿岸住居ノ印度人ニ與ヘテラル特權（即チ船列ニ乘リ劍ヲ以テ臘肭臍ヲ撲殺スルノ權利）ヲ保續スルコト

第七條 「アリゾナ」島ノ營業ハ除外例トス

第八條 合衆國稅關吏並ニ其他大統領ニ由リテ正式ニ任命セラレタル當局官吏ニ、本令違犯若クハ違犯ノ意アリト認メタル合衆國々旗ヲ掲ゲタル船ヲ追跡スルノ權利並ビニ同船及ビ乗組員ヲ裁判スル爲メ之ヲ前記ノ最寄裁判所ニ輸送スルノ權利ヲ與フ

第九條 凡ソ本令ニ記載セラル、海面ニ於テ捕獲セラレタル臘肭臍皮ハ、其未製品タルト精製品タルト色付シタルトヲ問ハズ、何人タリトモ合衆國ニ輸入スルヲ禁ズ本令實施後輸入シタル製造皮ハ國內ニ輸入スルヲ許サズ、合衆國政府官吏之ヲ沒收スベシ

合衆國政府は、此最後の條項即ち絶體的に臘肭臍皮の輸入を禁ずる條項を増補せんが爲め別に法規を發布し、海外輸入の臘肭臍皮は其輸入先の領事の證明を得るを要するのみならず之を倉庫より賣出したる商人の證明を以て同皮が前記法規の違犯以外の地、即北緯三十五度以北の太平洋海上に於て撲殺せられたるものにあらずとの證明を附することを要し、且つ臘肭臍皮の一片若くは既に縫付けられたるものたりとも證明を要することとし、之に違犯するに

於ては國內に入るゝを許さざることとし、合衆國內に輸入せらるゝ臘肭臍皮の製造物は、總て其出所を嚴密に調査するが爲めに特別に設けたる官省に送ることゝしたり。

税關官吏には米國に輸入する臘肭臍皮の全體たると、其の製造したるとを問はず之を差押ふる廣大の權利を與へられたり。

合衆國政府は本條令を發布して同國內に海上にて密獵的捕獲したる臘肭臍皮の販路を斷ち、「ブリフイロン」島貸下人の捕獲する獸皮をして自國市場を專有せしめ、其毛皮には一定の標章を付し、之をして自由に無税にて輸入せしむる事としたり、「ロボズ」島に於ても「ウルクワイ」政府の監督の下に合法貸下人をして營業せしめ、獸皮に對し米國と同様の特權を付するを以て、同島臘肭臍皮も倫敦市場に於ては他の獸皮よりも二割高價に販賣せらるゝ、「コンマンドルスキー」島の貸下人が我政府より受くる臘肭臍皮は、法律に従ひ營業するものなるを以て、之を合衆國內に輸入するの權利を得んことの請願を爲したれども、我が外務省の排斥するところとなりたり。

米國政府は素より前記法律を以て數年間種々の妨害を受くるに拘はらず、頻りに遂げんとしたる結果を充分に遂げ得ざりしと雖も、米國人は流石事業家たる人民なるを以て、數年間の盡力に因りて自國臣民の海上密獵を禁じ、同密獵業を他國人の爲に有利ならざるものとした

り、蓋し米國政府は自國の市場が密獵者の爲めに閉鎖したるを以て、密獵品は他國の市場に溢れ其價格下落したるに依るなり。

然るに我國に於ては之と異なり、前述せし如く合衆國は臘肭臍保護のことに就き、同じく臘肭臍の多くの棲息所を有する露國より同情を得ざるより、獨立の運動を爲して我等を度外視したり、政府は屢々種々の委員會を設け協議したるに拘はらず、我が國に於ては臘肭臍保護の目的を達するに至らず、露國臣民は法律に據り海上に於ける臘肭臍獵業を禁ぜらるゝも、露國臣民は固より未だ嘗て其業を營みたることなし、國際談判に關する臘肭臍保護の方法に至りては、千八百九十四年即ち實施の初年より既に其不充分を感じたる協商の保護を受くるに止れり、加之日本政府は遠洋漁業獎勵の口實を以て臘肭臍獵業の船舶に獎勵金を交附す。今日西比利亞艦隊の軍艦中より毎年「コンマンドルスキー」諸島附近巡邏の爲め二隻の軍艦を派遣せらるゝと雖も、西比利亞の東洋に於ける海産物を保護するには、二隻の軍艦にては不充分にして（一隻海上巡邏するの間、他の一隻は「ペトロパウウスク」に碇泊するを例とするのみならず、他の任務をも此二隻の軍艦に負擔せらるゝ）、今日の狀態にては十隻の軍艦を派遣するも其れだけの利益を得ること難からん。

右の軍艦は國際協商に依りて制定せられたる三十海里の區域内に於て、臘肭臍獵業を營むべ

からざることを視察するの任務を帯ぶることなるも、密獵を調査したる「シテール」氏の表に依るに密獵船が同保護區域外に於て行はるゝこと明かなり、臘肭臍の牝は百五十海里乃至其以上の放海に去ることは實際證明せらるゝ所にして、其方面は密獵者の能く知る所なり、三十海里の禁獵區域は唯我國の同獸棲息所に侵入することを防ぐのみにして素より目的を遂ぐる能はず、臘肭臍保護の現行法の不完全不充分なることは、今より八年前我政府當局者の認めたる所なるに拘はらず、一も施設したる所なく日英兩國の抵抗を排斥するに目も猶ほ足らず、予は本章を終るに臨み臘肭臍の群の猶ほ存在する間、數年前已に之れが保護の必要を認めたる所の法規を充分履行せんことを望まざるを得ず、即ち北緯三十五度以北の海上に於て又若し能はざるに於ては、諸島附近二百海里以内の海上に於て臘肭臍獵業を嚴禁する事と、同獵業に就て銃器を使用するを全禁することは是れなり。

附録三 占領軍樺太漁業渡航假規則

實 施 規 則

本年八月七日官報を以て告示せられし我樺太占領軍の布告に係る樺太漁業及渡航假規則左の如し

樺太漁業假規則(陸軍省告示第十五號)

第一條 樺太島占領中同島に於ける蛙、鱒及鯉の漁業は本規則に依り漁業の許可を受けたる者に於て之を營むことを得

海豹島の海獸獵は之を許可せざるものとす

第二條 漁業を營むべき場所は其の漁業を許可したる漁場に限る

漁業を許可すべき漁場は露國官廳の公示したる千九百三年度漁場區域表に掲ぐるもの及千八百九十九年露國官廳が長期の特許を與へたるものに依り其の許可は一年毎に之を爲すものとす但し明治三十八年及三十九年の漁業は一免許期間として之を許可するものとす

第三條 漁業を許可すべき漁場は各漁場毎に漁業料を競争入札に附し落札者に其の漁業を許可するものとす其の入札執行の日時場所は管轄軍衙(樺太島を管轄する最高司令部以下同じ)に於て之を定む

前項の競争入札は漁業に經驗ある帝國臣民にして管轄軍衛に於て相當の資格ありと認むる者につき之を行ひ同軍衛に於て豫定する金額以上の最高額入札を爲す者を落札者と定む但し同額の入札者二人以上あるときは抽籤に依り落札者を定む

第四條 漁業を營まむとする者にして左の各號の一に該る者には管轄軍衛は之に優先の證議を爲すことあるべし

- 一 帝國臣民にして露國官廳より一定の漁場に於て明治卅六年度の漁業の許可を受けたる者
- 二 帝國臣民にして從來露國官廳より漁業の許可を受けたる露國人の漁場を借受け漁業に關する建物其の他の財産を現に該漁場に有する者
- 三 樺太島在住露國人にして從來露國官廳より漁業の許可を受け現に該漁場に於て自ら漁業を營む者但し第一號に該當する漁場につきては此の限にあらず

第五條 漁業の許可を受けむとする者は漁業を營まむとする漁場、漁種及網數、使用漁船隻數、漁夫人員を記載し管轄軍衛に出願すべし

前項の願書には本規則第三條に依る者は地方廳の調製せる營業及身元證明書本規則第四條第一號に依る者は漁業の許可を證する書類及地方廳の調製せる身元證明書及漁業許可書同條第二號に依る者は地方廳の調製せる身元證明書、漁場借受契約書及漁場に於ける建物其の他財

産目錄書同條第三號に依る者は漁業の許可を證する書類及漁場に於ける建物其の他財産目錄を添附するものとす

漁業の許可を證する書類及漁場借受契約書は正副二通を要す

第六條 漁業の許可を受けたるときは管轄軍衛の定むる所に依り漁業料を納附すべし但し競争入札に依りたる者の漁業料金は落札金額に依る

前項漁業料は本規則に違反し若くは不正の行爲ありたる爲め漁業の許可を取消されたる場合と雖も之を免ぜらるゝことなし但し軍事上の必要に依り漁業の停止を命ずるときは其の漁業料の一部又は全部を免ぜらるゝことあるべし

第七條 漁業の許可は他人に讓渡又は貸渡することを得ず

第八條 河川の全部及河川の河口前面の水域は其の河口より左右海岸二「キロメートル」間、鱈、鯨を爲すことを得ず

第九條 鮭、鱈及鯨の爲め使用すべき漁具は建網及引網とす

第十條 各漁場に使用する建網は一統に限るものとす

各漁場に用ふる各網間の左右の間隔に鮭、鱈、鯨に在りては二「キロメートル」間、鯨に在りては一「キロメートル」半より下ることを得ず

第十一條 漁業に従事する船舶には特に許可する場合の外露國人を乗込ましむることを得ず

第十三條 漁業者及び其の使用人は管轄軍衛の許可なくして同島に於ける樹木を伐採し山林を傷害すべからず

第十三條 漁業者及其の使用人は本規則の外管轄軍衛の定めたる規則及命令を遵守すべきものとす

第十四條 管轄軍衛に於て軍事上必要と認むる場合は漁場區域の一部又は全部に對して漁業の停止を命ずることあるべし

第十五條 本規則に違反したる者には管轄軍衛に於て漁業の許可を取消すの外軍令に依り處罰することあるべし

第十六條 樺太島所在土人にして土人以外の者を使用せず小漁具を以て漁業を爲す者には本規則を適用せず

第十七條 昆布採取業其他第一條以外の漁業を爲さむとする者は前諸條の規定に依らず管轄軍衛の定むる所に從ひ料金を納附して鑑札を受くべし

附 則

第十八條 本規則第四條に依り漁業の許可を受け得べき者にして本年及明治三十九年漁業に

と出願する者は本年九月五日迄に願書を差出すべし

前項出願期日は願書の到着すべき日を示す

第十九條 本規則第五條の願書は在「コルサコフ」樺太民政署に差出すものとす

樺太島出入船舶及渡航者規則(陸軍省告示第十六號)

第一條 本規則は樺太島に出入せむとする船舶及同島渡航者に關する事項を規定するものとす

明治三十八年陸軍省告示第十五號に依り漁業の許可を得たる者の漁業に使用する船舶及其の

乗組員については本規則を適用せず

第二條 船舶出入し得べき港灣は當分の内「コルサコフ」港に限る但し陸軍大臣又は樺太島を管轄する軍衛の許可を得たるものは此の限に在らず

前項以外港灣に出入を許す場合は更に告示す

第三條 出入船舶は日本船舶に限る

第四條 渡航者及出入船舶の船員は日本臣民に限る但し陸軍大臣又は樺太島を管轄する軍衛に

於て認許したる者は此の限に在らず

第五條 左に掲ぐる者は渡航することを得ず

一 豫戒令施行中の者

二 身代限の處分を受け債務の辨濟を終へざる者及家資分散又は破産の宣告を受け未だ復權を得ざる者

三 剽奪公權者及停止公權者

四 一定の生業なき者

第六條 渡航者は上陸後直に本籍地若くは居住地の地方官廳に於て調製せる身元證明書及戶籍謄本を添へ民政署に届出すべし

第七條 出入船舶の碇泊及乗客貨物の揚陸等につきましては運輸通信官衙の指示に従ふべきものとす

運輸通信官衙は必要に應じ出入船舶に臨検することあるべし

第八條 出入船舶及渡航者は樺太島を管轄する軍衙の規則及命令を遵守すべきものとす

樺太島を管轄する軍衙は必要に應じ船舶の出入及渡航者の上陸を禁じ船舶若くは渡航者を抑留し又は之に退去を命ずることあるべし

樺太及北沿海州附録 終

明治三十八年九月十六日印刷

(正價金一圓五十錢)

明治三十八年九月二十一日發行

著作兼
發行者

東京市赤阪區溜池町二番地

東亞同文會

右代表者

恒屋盛服

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

佐久間衡治

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

株式會社 英舍

印刷所

東京市日本橋區通三丁目十四番地

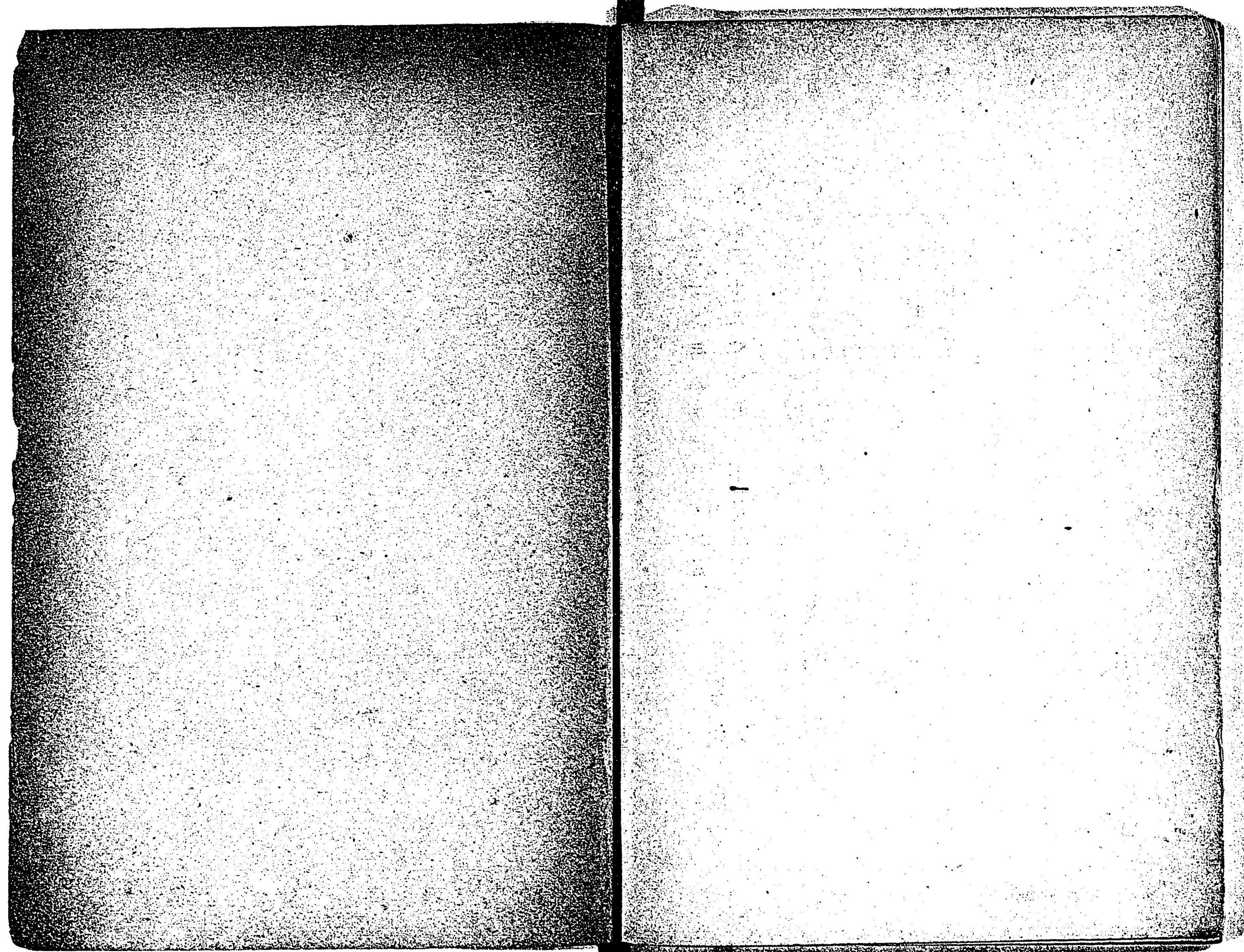
丸善株式會社

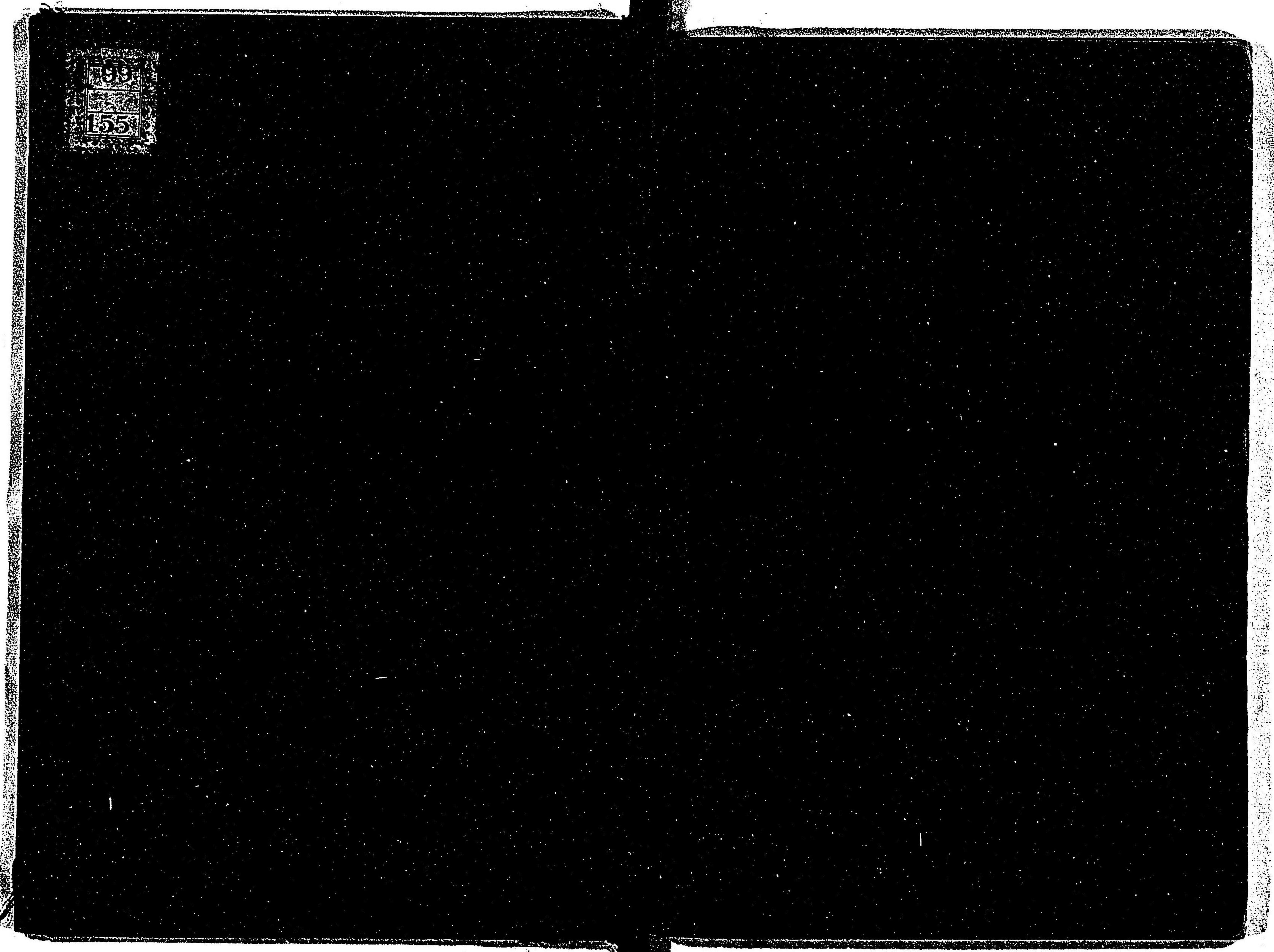
大阪市中心齋橋筋博勞町四丁目

丸善株式會社支社

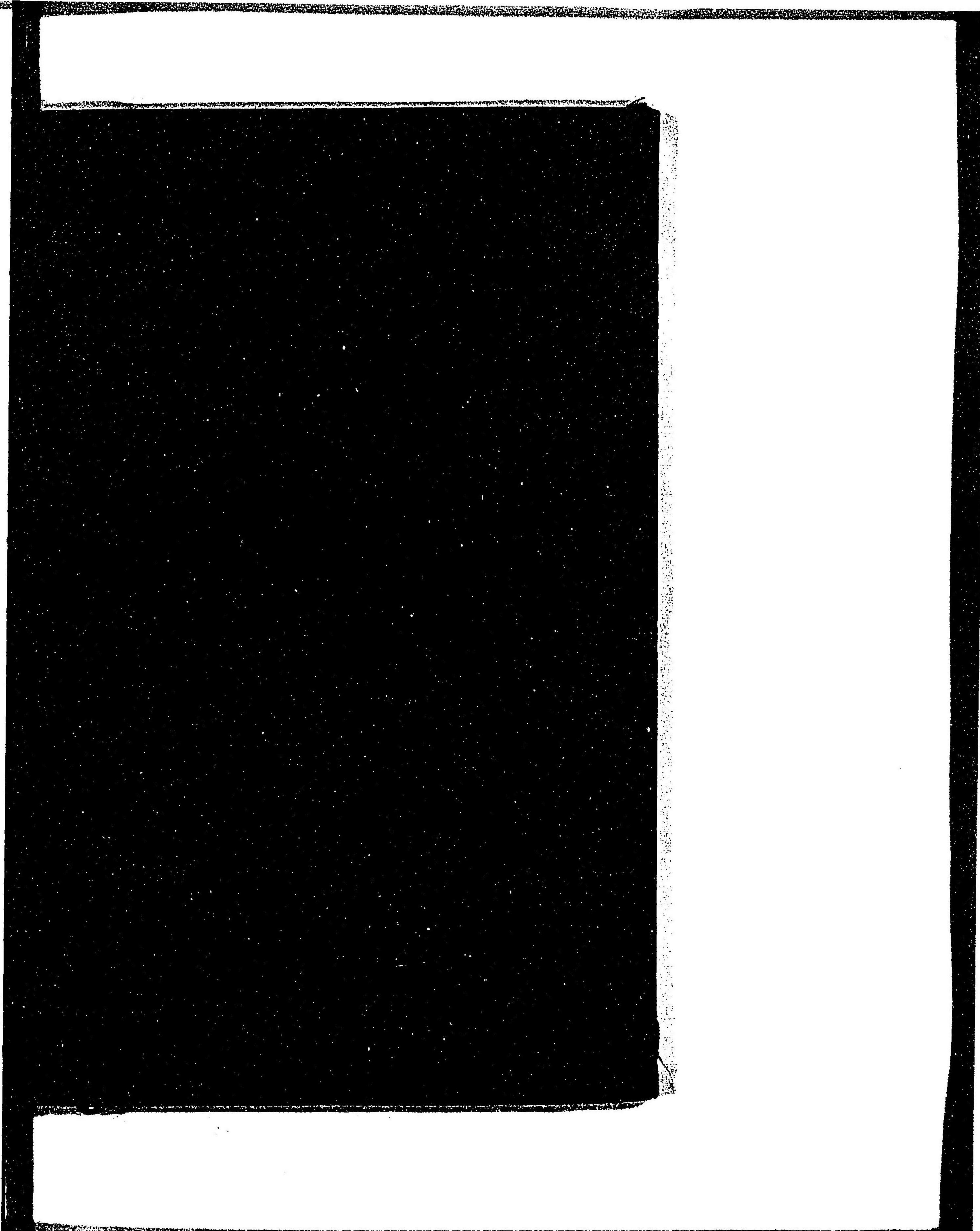
發賣所







155





026725-000-9

99-155

樺太及北沿海州

恒屋 盛服 / 刊

M38

ADD-0421



